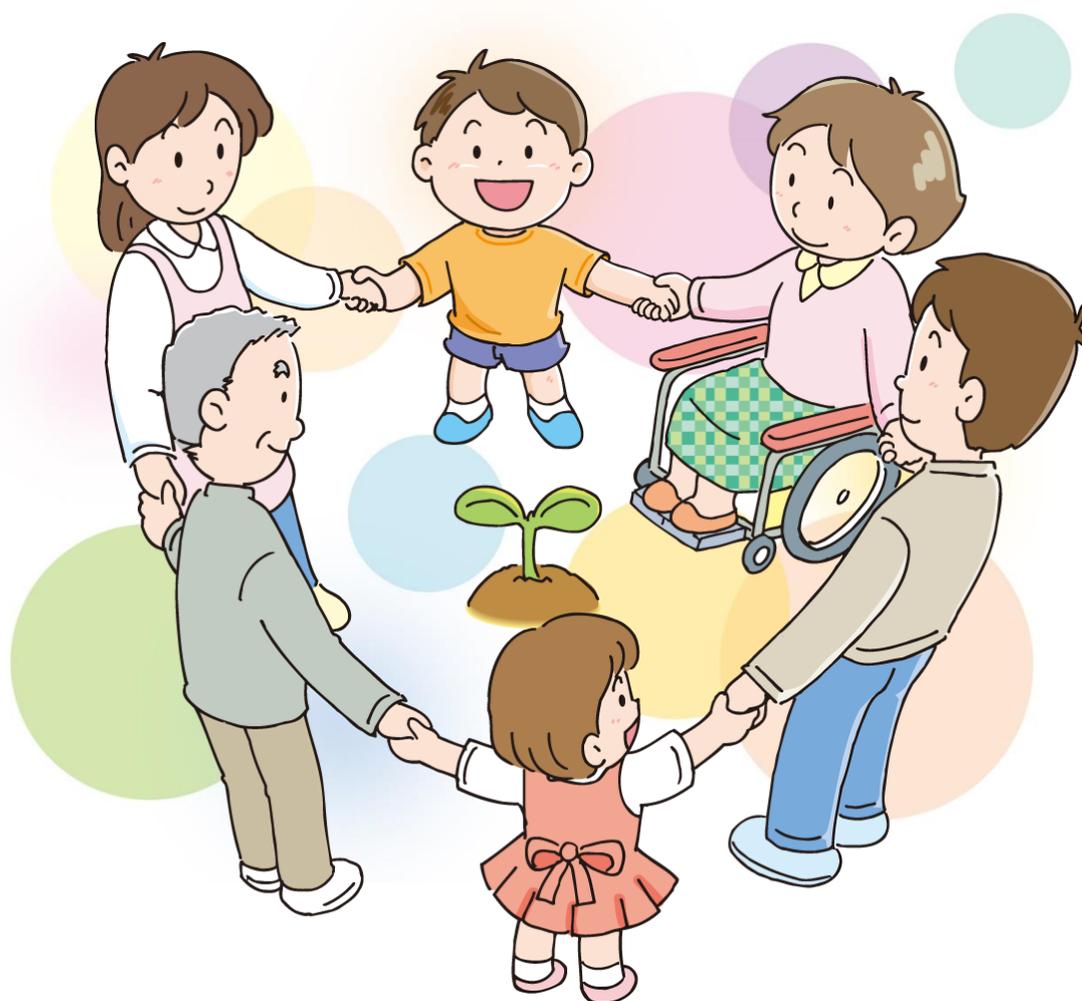


上牧町第6期障がい福祉計画



令和3(2021)年3月

上牧町

はじめに

本町では、平成19（2007）年3月に「上牧町障がい福祉計画」を策定以来、これまで数次にわたる策定を重ねながら、障がいのある人の自立と社会参加に向けた支援に取り組んでまいりました。



この間、国においては平成28（2016）年4月に「障害者差別解消法」を、同年5月には「成年後見制度利用促進法」を施行し、また「発達障害者支援法」、「障害者総合支援法」の改正等により、障がいのある人が暮らしやすい環境の充実が図られてきました。しかし一方で、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる「2025年問題」が間もなく到来し、団塊ジュニア世代で障がいのある人が親なき後を迎えることで、支援の必要性の高い方が増加するものと予想されます。また、スポーツ・文化芸術への参加、読書活動など、生活の質を高めるための活動のほか、移動や情報取得・コミュニケーション等におけるバリアフリー、ユニバーサルデザインについても、障がいのある人にとって必ずしも十分ではない現状もみられます。障がいの有無によって分け隔てられることなく、人権を互いに尊重し合いながら、自ら希望する地域生活を送ることができる「地域共生社会」の実現に向けて取り組まなければなりません。また、課題は残されている状況です。

これらの状況を踏まえ、必要とされる障がい福祉サービス及び地域生活支援事業の必要量の見込みや提供体制の確保を計画的に図り、サービスが適切に提供されるよう、「上牧町第6期障がい福祉計画」を策定いたしました。

今後は、この計画が「地域共生社会」の実現の一翼となるよう、関係機関・団体・事業者などと連携し、計画の着実な推進に取り組んでまいりますので、住民の皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり熱心にご審議賜りました上牧町障がい福祉計画策定委員会委員の皆様をはじめ、貴重なご意見やご提言をいただきました住民の皆様、関係団体・事業者の皆様にご心からお礼申し上げます。

令和3（2021）年3月

上牧町長 今中 富夫

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の背景と趣旨	1
2 計画の性格	2
3 本計画の対象	4
4 計画の策定体制	4
5 計画の期間	5
第2章 本町の障がい者を取り巻く現状	6
1 人口構造	6
2 障がい者の状況	7
3 就園・就学の状況	13
4 障がいのある人の求職・雇用状況	14
第3章 計画の基本的考え方	15
1 計画の基本理念と基本目標	15
2 計画の基本的視点	15
第4章 障がい福祉計画	19
1 目標設定についての考え方	19
2 第5期計画の達成状況と第6期計画の成果目標	20
3 障がい（児）福祉サービスの見込み	37
4 地域生活支援事業の見込み	55
第5章 計画の推進体制	66
1 計画の推進体制	66
2 計画の推進管理及び評価	68
資料編	69
1 上牧町障がい者計画及び障がい福祉計画策定委員会規則	69
2 上牧町第6期障がい福祉計画策定委員会 委員名簿	70
3 上牧町第6期障がい福祉計画策定経過	71

◇計画書内の「障がい者」の表記について

本計画書では、「障がい者」は、法律名や制度名等に含まれる場合、もしくは表現上適さない場合を除いて、「障がい者」や「障がいのある人」等と表記し、「障がい児」を含む言葉として使用しています。

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

近年、わが国においては少子高齢化が進展するとともに、長寿化が進み、障がいのある人やその介護者の高齢化、障がいの重度化・重複化という問題が顕在化しています。一方、人々の価値観やライフスタイルは多様化し、また情報化の進展により障がいのある人を取り巻く社会環境は大きく変化しています。このような状況のもと、障がいのある人の意識も変化し、社会参加や就労、地域における自立した生活への意欲の高まりがみられます。

障がい者施策については、国では、共生社会の実現が明記された平成23(2011)年の「障害者基本法」の一部改正に始まり、平成24(2012)年の「障害者虐待防止法」の施行、平成26(2014)年の「障害者総合支援法」の完全施行、平成28(2016)年の「障害者差別解消法」の施行に至るまで制度の集中的な改革を推進してきました。その後、「障害者総合支援法」は施行3年後の見直しが行われ、平成28(2016)年には「障害者総合支援法」と「児童福祉法」が改正されました。この改正では、地域での生活を支える「自立生活援助」や「就労定着支援」等のサービス、高齢障がい者が介護保険サービスを利用する場合の利用者負担軽減の仕組み等が新たに設けられています(平成30(2018)年4月施行)。さらに障がい児の多様化するニーズに対応し、計画的に支援の提供体制を整備していくための「障がい児福祉計画」の策定が義務付けられました。

本町では、平成30(2018)年3月に、「上牧町障がい者計画及び第5期障がい福祉計画」(以下、「障がい者計画」という。)を策定しました。障がい者計画は、障害者総合支援法に規定する「障がい福祉計画」と児童福祉法に規定する「障がい児福祉計画」の両計画を「第5期障がい福祉計画」(以下、「第5期計画」という。)として包含し、この計画に基づき、障がいのある人のニーズに対応し、障がいのある人が自ら望む地域生活を送るために必要な障がい福祉サービス等の充実を図るための取り組みを推進しています。

第5期計画が令和2(2020)年度末をもって終了することから、国が示す「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」(以下、「基本指針」という。)や障がいのある人のニーズ等を踏まえ、障がい福祉サービス及び障がい児支援サービスの一層の充実を図るため、第5期計画を見直し、「上牧町第6期障がい福祉計画」(以下、「本計画」という。)を策定します。

2 計画の性格

〔1〕 法的根拠

本計画は、障害者総合支援法第88条に規定する障がい福祉サービス等の提供体制及びその確保方策等を定めた「障がい福祉計画」と、児童福祉法第33条の20に基づいて障がい児支援に関するサービスの提供体制の方向性を定める「障がい児福祉計画」を一体的に策定した計画です。

〔2〕 他計画との関係

障がい者計画は、国の「障害者基本計画」を踏まえるとともに、本町のまちづくりの方向性を示した「上牧町総合計画」の分野別計画のひとつであり、障がいのある人のための施策に関する本町の基本方向や目標を総合的に定めた計画と位置づけられます。

障がい福祉計画は、障がい者計画の分野別施策（障がい福祉サービスや地域生活支援事業等の量の見込みやその確保方策など）を具体的に実施する計画に相当するものです。

さらに、「上牧町地域福祉計画」をはじめ、「上牧町介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画」「上牧町子ども・子育て支援事業計画」など関連計画と整合性を図っています。

【障がい分野の各計画について】

障がい者計画

障害者基本法に基づく市町村障がい者計画として策定されるものです。

障がい者計画は町の障がい者施策に関する基本計画として、施策の基本的方向性と具体的方策を明らかにするものです。計画の期間は、6年です。

障がい福祉計画

障害者総合支援法に基づく市町村障がい福祉計画として策定されるものです。

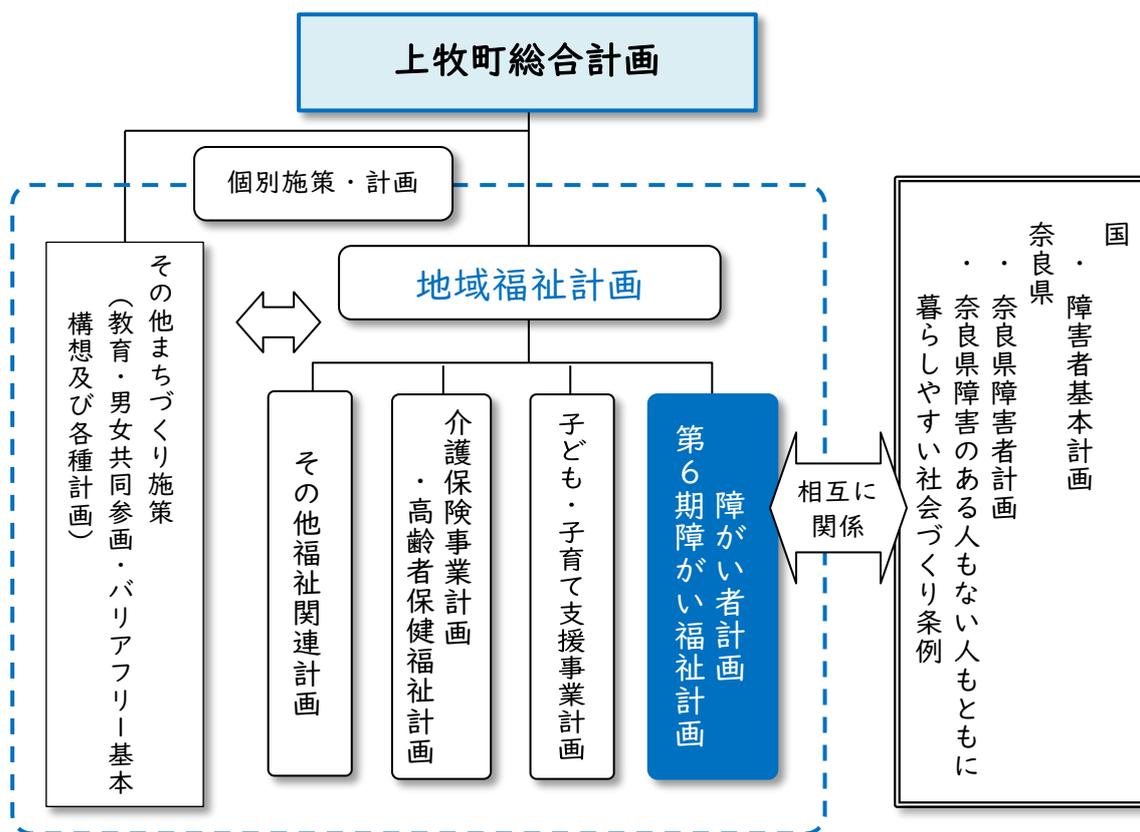
障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する事項を明らかにするものです。計画の期間は、3年です。

障がい児福祉計画

児童福祉法に基づく市町村障がい児福祉計画として策定されるものです。

障がい児の通所支援サービスをはじめ、地域療育支援体制の整備に関する事項を明らかにするものです。計画の期間は、3年です。

【上位計画及び関連計画との関係】



また、平成27(2015)年に国連において採択されたSDGs（持続可能な開発目標）の視点を踏まえた、経済・社会・環境を巡る広範な課題への総合的な取り組みを進めることが求められています。

本計画では、展開する各施策との十分な反映には至っていませんが、今後の関連計画の見直し等を見据えて整合性を図り、施策の評価・検証を通じて、意識の醸成・定着につなげながらSDGsの達成に貢献していくものとします。

■ SDGsとは…

「Sustainable Development Goals」（持続可能な開発目標）の略語。

平成27(2015)年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された令和12(2030)年を期限とする国際目標です。

SDGsは、地球上の「誰一人として取り残さない」ことを誓い、持続可能な世界を実現するための17の目標と169のターゲットから構成されています。



3 本計画の対象

「障がい者」の定義については、障害者基本法第2条において、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。」とされています。また、社会的障壁については、「障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。」と定義されています。

以上の定義等を踏まえ、本計画は、身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳所持者だけでなく、難病患者、療育¹の必要な児童、発達障がい者、高次脳機能障がい²者や自立支援医療制度の適用を受けている人など、日常生活や社会生活で支援を必要とするすべての人を対象とします。

4 計画の策定体制

〔1〕上牧町第6期障がい福祉計画策定委員会の開催

計画の策定にあたっては、保健福祉関係者、障がいサービス提供事業者、障がい者団体、学校関係者、一般公募、行政の各代表者等で委員を構成する「上牧町第6期障がい福祉計画策定委員会」を開催し、幅広い意見を聞きながら進めました。

■計画策定委員会の開催経過

開催日	協議内容
令和2(2020)年 7月15日(水) 第1回策定委員会	・障がい福祉計画の概要について ・上牧町の障がい者の状況について ・第5期障がい福祉計画の取り組み状況について
11月19日(木) 第2回策定委員会	・関係団体ヒアリングの結果について ・計画骨子案について
令和3(2021)年 2月2日(火) 第3回策定委員会	・上牧町第6期障がい福祉計画素案について ・パブリックコメントの実施について
3月2日(火) 第4回策定委員会	・パブリックコメントの結果について ・上牧町第6期障がい福祉計画書(案)について

¹ 療育：障がいのある子どもの発達を促し、社会的に自立できるように取り組む治療と教育のこと。

² 高次脳機能障がい：頭部外傷、脳血管障がい等による脳の損傷の後遺症として、記憶障がい、注意障がい、遂行機能障がい、社会的行動障がいなどの認知障がいが生じ、日常生活・社会生活への適応が困難となる障がいのこと。

〔2〕関係団体ヒアリング調査の実施

障がい者当事者団体に対して、障がい福祉サービスや相談・情報提供、障がいに対する理解などに関する意見を聞き、計画策定の基礎資料を得ることを目的にヒアリング調査を実施しました。

■ヒアリング実施の経過

実施日	実施団体
令和2(2020)年 8月26日(水)	上牧町手をつなぐ育成会
8月27日(木)	西和家族会
9月2日(水)	上牧町身体障害者協議会 上牧町聴覚障害者協会
10月2日(金)	西和地域肢体不自由児者父母の会

〔3〕パブリックコメントの実施

本計画(素案)に対する意見を広く住民から求めるため、令和3(2021)年2月15日(月)～3月1日(月)までパブリックコメント(意見募集)を実施しました。

5 計画の期間

本計画は、令和3(2021)年度から令和5(2023)年度までの3年間とします。

ただし、国の法制度の改正をはじめ、社会情勢やニーズの変化、計画の進行状況等により、必要に応じ見直しを行うこととします。

【第6期障がい福祉計画の計画期間】

平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
障がい者計画(現行計画)						障がい者計画(次期計画)					
第5期障がい福祉計画 (第1期障がい児福祉計画含む)			第6期障がい福祉計画 (第2期障がい児福祉計画含む)			第7期障がい福祉計画 (第3期障がい児福祉計画含む)			第8期障がい福祉計画 (第4期障がい児福祉計画含む)		

第2章 本町の障がい者を取り巻く現状

1 人口構造

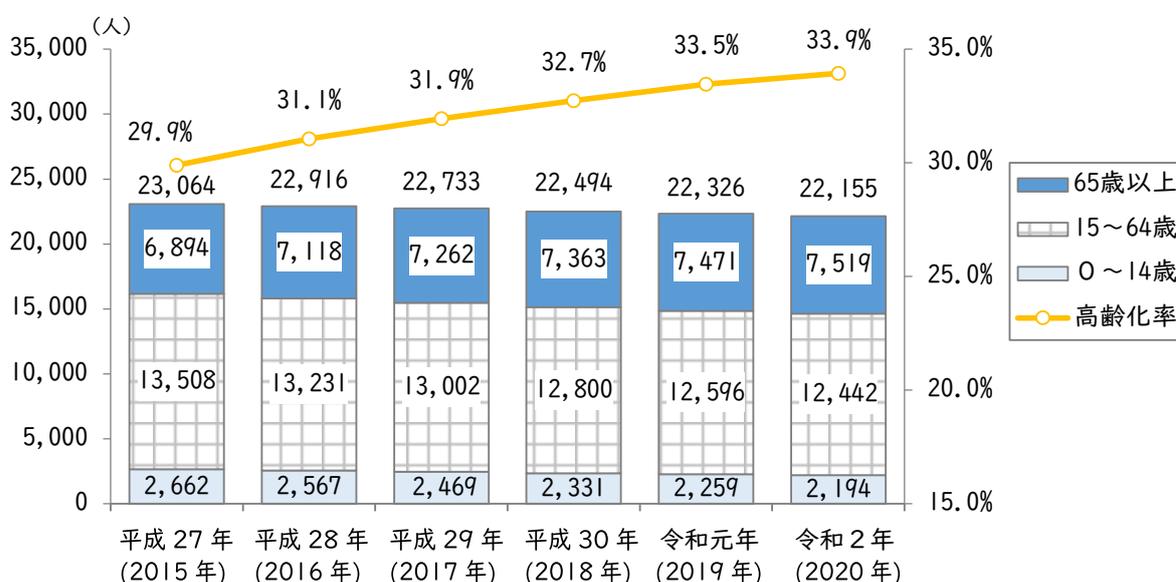
本町の総人口は減少傾向にあり、令和2(2020)年は、平成27(2015)年から909人減少し、22,155人となっています。

年齢3区分別では、0～14歳までの年少人口と15～64歳までの生産年齢人口は減少し、65歳以上の高齢者は増加しています。高齢者人口は、令和2(2020)年は7,519人で、平成27(2015)年の6,894人から625人増となっています。また、令和2(2020)年の高齢化率は33.9%で、住民の3人に1人が高齢者となっています。

■総人口・年齢3区分別人口の推移

		平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)
総人口		23,064	22,916	22,733	22,494	22,326	22,155
0～14歳	人口 (人)	2,662	2,567	2,469	2,331	2,259	2,194
	割合	11.5%	11.2%	10.9%	10.4%	10.1%	9.9%
15～64歳	人口 (人)	13,508	13,231	13,002	12,800	12,596	12,442
	割合	58.6%	57.7%	57.2%	56.9%	56.4%	56.2%
65歳以上	人口 (人)	6,894	7,118	7,262	7,363	7,471	7,519
	割合	29.9%	31.1%	31.9%	32.7%	33.5%	33.9%

資料：住民基本台帳（各年9月30日現在）



2 障がい者の状況

〔1〕障がい者手帳所持者数の推移

本町の障がい者手帳所持者の総数は、平成30(2018)年度までは1,400人台で推移していましたが、令和元(2019)年度は1,533人と前年度に比べ60人増加しています。療育手帳及び精神障がい者保健福祉手帳の各所持者は、前年比11～12%程度の増で、特に精神障がい者保健福祉手帳所持者は、平成27(2015)年度に比べ69%増と急増しています。

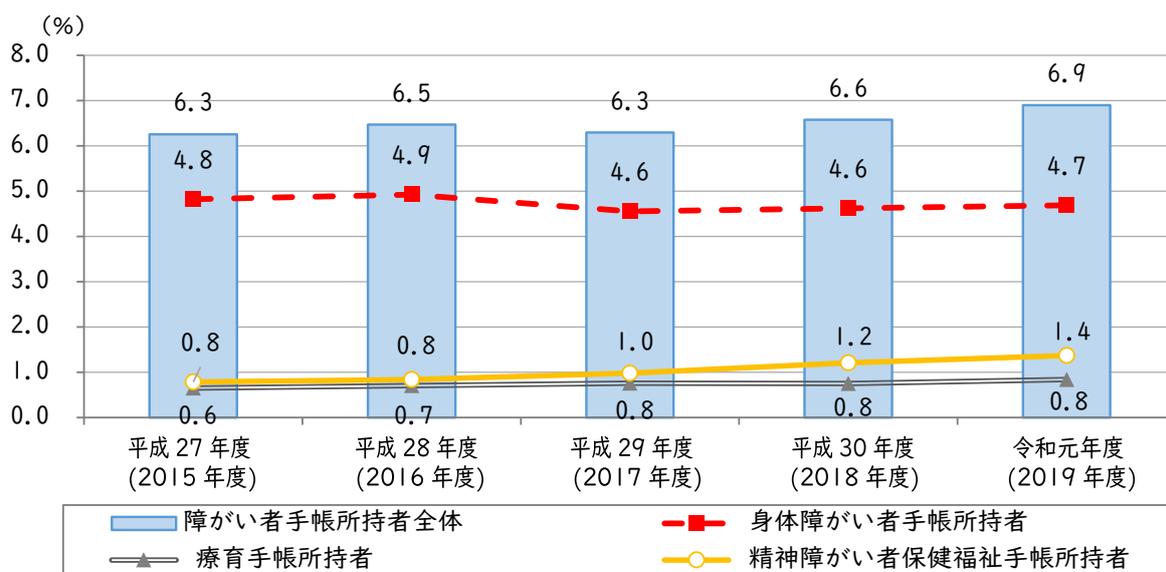
本町の総人口に占める各手帳所持者の割合は、身体障がい者手帳所持者の割合が高く、4.6～4.9%の間で推移しています。療育手帳所持者の割合は0.6～0.8%で、精神障がい者保健福祉手帳は総人口の1%程度ですが、その割合は年々上昇しています。

■障がい者手帳所持者数の推移

(人)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)
身体障がい者手帳	1,108	1,123	1,031	1,034	1,042
療育手帳	149	160	172	168	187
精神障がい者保健福祉手帳	180	192	222	271	304
合計	1,437	1,475	1,425	1,473	1,533

各年度末現在

■総人口に占める障がい者手帳所持者の割合の推移



〔2〕身体障がい者手帳所持者の状況

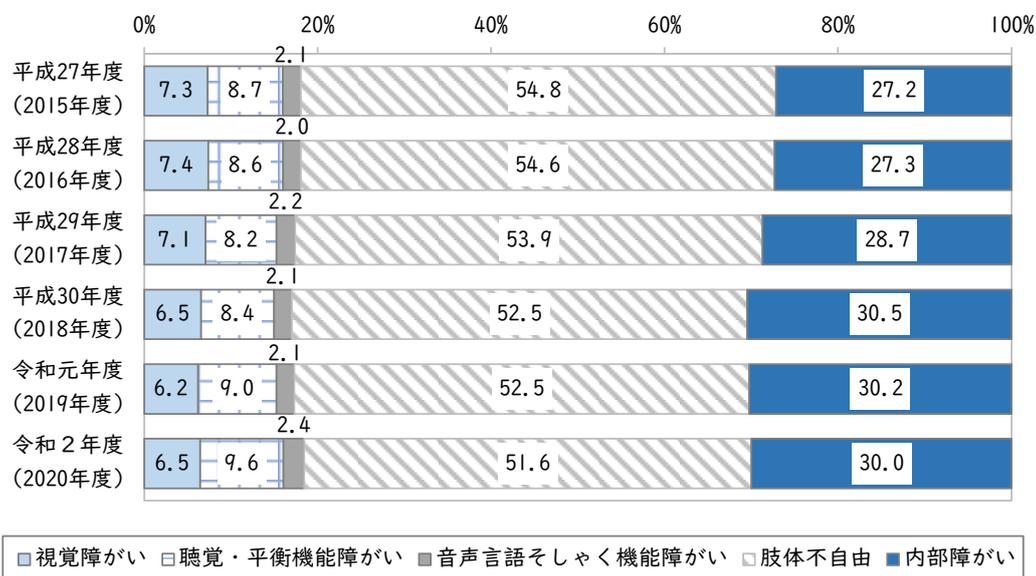
身体障がい者手帳所持者数は、年々増加しており、令和2(2020)年12月末現在、重複を含む延人数は1,177人となっています。障がいの種類では、令和2(2020)年12月末現在、「肢体不自由」が607人(51.6%)で最も多く、次いで「内部障がい」が353人(30.0%)となっています。

年齢別(令和元(2019)年度末現在)では65歳以上が918人(79.1%)で最も多くなっています。等級では1級が319人(30.6%)で最も多くなっています。

■障がい種類別身体障がい者手帳所持者数の推移(重複を含む延人数)

(人)	視覚障がい	聴覚・平衡機能障がい	音声・言語・そしゃく機能障がい	肢体不自由	内部障がい	合計
平成27年度(2015年度)	81	96	23	607	301	1,108
平成28年度(2016年度)	83	97	23	613	307	1,123
平成29年度(2017年度)	79	91	24	601	320	1,115
平成30年度(2018年度)	73	94	23	585	340	1,115
令和元年度(2019年度)	72	105	24	609	351	1,161
令和2年度(2020年度)	76	113	28	607	353	1,177

各年度末現在、令和2(2020)年度のみ12月末現在



■年齢別障がい種別身体障がい者手帳所持者数(重複を含む延人数)

(人)	視覚障がい	聴覚・平衡機能障がい	音声・言語・そしゃく機能障がい	肢体不自由	内部障がい	合計
18歳未満	1	3	0	13	2	19
18~64歳	13	14	6	123	68	224
65歳以上	58	88	18	473	281	918
合計	72	105	24	609	351	1,161

令和元(2019)年度末現在

■年齢別等級別身体障がい者手帳所持者数

(人)	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計	年齢別人口に占める割合
18歳未満	10	2	1	3	0	2	18	0.6%
18～64歳	64	17	24	51	19	7	182	1.5%
65歳以上	245	105	153	239	44	56	842	11.2%
合計	319	124	178	293	63	65	1,042	4.7%

令和元(2019)年度末現在

[3] 療育手帳所持者の状況

療育手帳所持者数は、令和2(2020)年12月末現在203人となっています。

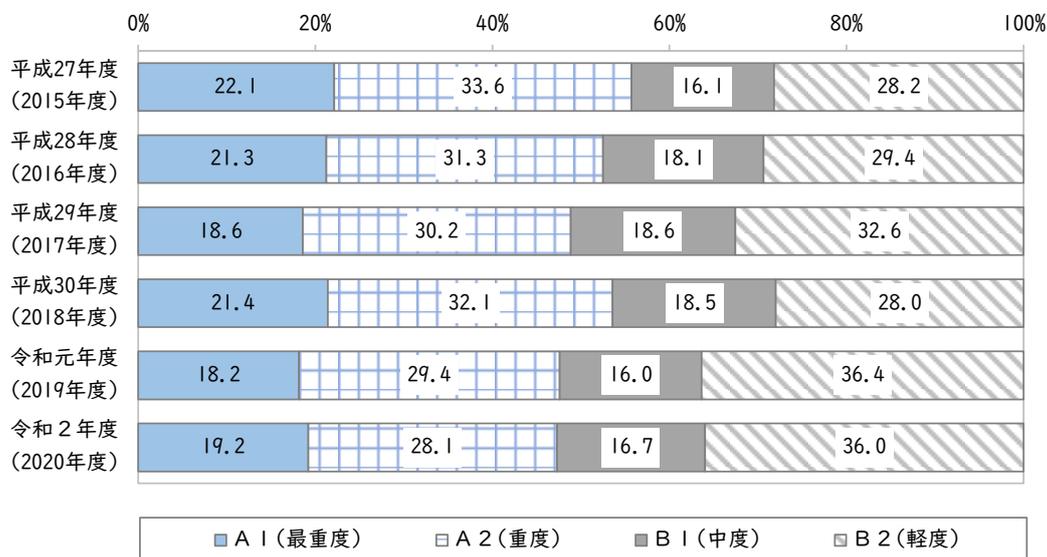
年齢別(令和元(2019)年度末時点)では、18歳未満が79人(42.2%)、18~64歳が100人(53.5%)で、65歳以上は8人(4.3%)となっています。

手帳の等級(令和元(2019)年度末時点)は「B2(軽度)」が68人(36.4%)で最も多く、次いで「A2(重度)」が55人(29.4%)となっています。

■療育手帳所持者数の推移

(人)	A1(最重度)	A2(重度)	B1(中度)	B2(軽度)	合計
平成27年度 (2015年度)	33	50	24	42	149
平成28年度 (2016年度)	34	50	29	47	160
平成29年度 (2017年度)	32	52	32	56	172
平成30年度 (2018年度)	36	54	31	47	168
令和元年度 (2019年度)	34	55	30	68	187
令和2年度 (2020年度)	39	57	34	73	203

各年度末現在、令和2(2020)年度のみ12月末現在



■年齢別障がいの程度別療育手帳所持者数

(人)	A1(最重度)	A2(重度)	B1(中度)	B2(軽度)	合計	年齢別人口に占める割合
18歳未満	5	13	10	51	79	2.7%
18~64歳	24	39	20	17	100	0.8%
65歳以上	5	3	0	0	8	0.1%
合計	34	55	30	68	187	0.8%

令和元(2019)年度末現在

[4] 精神障がい者保健福祉手帳所持者の状況

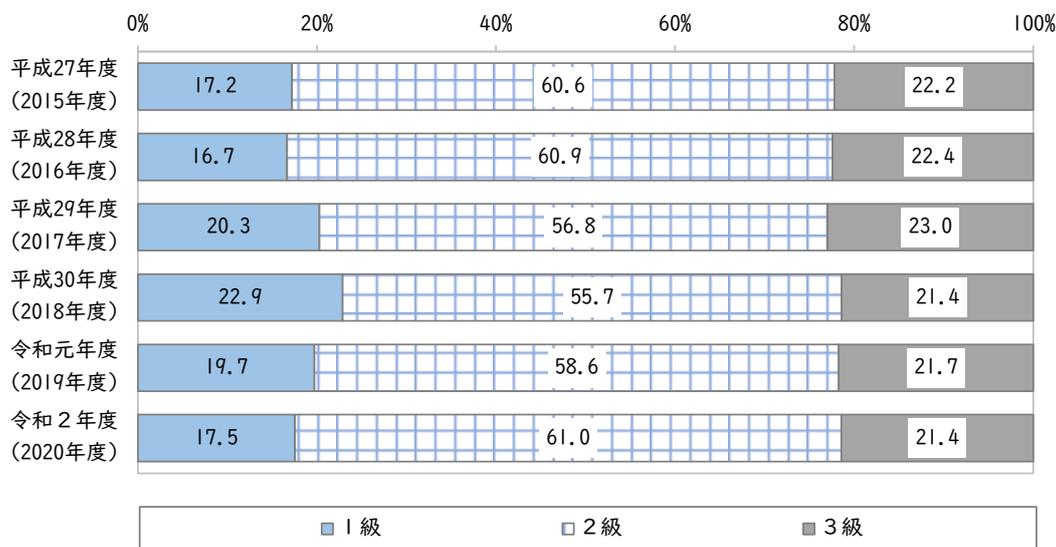
精神障がい者保健福祉手帳所持者は、令和2(2020)年12月末現在308人で、「2級」が188人(61.0%)で最も多くなっています。

年齢別(令和元(2019)年度末時点)では、18~64歳が215人(70.7%)で最も多くなっています。

■精神障がい者保健福祉手帳所持者数の推移

(人)	1級	2級	3級	合計
平成27年度 (2015年度)	31	109	40	180
平成28年度 (2016年度)	32	117	43	192
平成29年度 (2017年度)	45	126	51	222
平成30年度 (2018年度)	62	151	58	271
令和元年度 (2019年度)	60	178	66	304
令和2年度 (2020年度)	54	188	66	308

各年度末現在、令和2(2020)年度のみ12月末現在



■年齢別障がいの等級別精神障がい者保健福祉手帳所持者数

(人)	1級	2級	3級	合計	年齢別人口に占める割合
18歳未満	1	3	5	9	0.3%
18~64歳	22	138	55	215	1.8%
65歳以上	37	37	6	80	1.1%
合計	60	178	66	304	1.4%

令和元(2019)年度末現在

[5] 精神障がい者医療費助成受給者数

精神障がい者保健福祉手帳を持っている人に対して医療費の助成事業を実施しています。受給者数は年々増加し、令和元(2019)年度の受給者数は172人です。

■精神障がい者医療費助成受給者数

(人)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)
国保	86	96	97
社保	37	38	48
後期高齢	19	26	27
計	142	160	172

各年度末現在

[6] 自立支援医療受給者の状況

① 精神通院医療

統合失調症のほか、うつ病や薬物などの精神作用物質による急性中毒またはその依存症、てんかんや認知症などの神経疾患で、通院による治療を続ける必要がある病状の人を対象に、その通院に係る医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度です。

受給者数は、年々増加しており、令和元(2019)年度は389人となっています。

■精神通院医療受給者数の推移

(人)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)
受給者数	307	362	389

各年度末現在

② 更生医療

身体障がい者手帳の交付を受けた人(18歳以上)で、その障がいを除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる人を対象に、その手術・治療に係る医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度です。

受給者数は、年々増加しており、令和元(2019)年度末時点での実人数は75人となっています。

■更生医療受給者数の推移

(人)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)
受給者数 (実人数)	59	65	75

各年度末現在

③ 育成医療

身体に障がいのある児童（18歳未満）で、その障がいを除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる児童を対象に、その手術・治療に係る医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度です。

育成医療受給者の実人数は微増傾向にあり、令和元(2019)年度は6人となっています。

■ 育成医療受給者数の推移

(人)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)
受給者数 (実人数)	3	4	6

各年度末現在

[7] 特定疾患医療受給者（難病患者）の状況

特定疾患医療費助成制度は、指定難病にかかっている人で、一定の要件を満たす人に対し、当該疾病に対する医療等に係る費用について、医療保険等適用後の自己負担分を助成する制度です。

特定疾患医療受給者（難病患者）数は、210～220人台で推移しており、令和元(2019)年度は217人となっています。

■ 特定疾患医療受給者（難病患者）数の推移

(人)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)
受給者数	226	213	217

資料：奈良県中和保健所（各年度末現在）

3 就園・就学の状況

[1] 就学前児童の手帳所持者数

障がい者手帳を所持する就学前児童は、令和2(2020)年10月1日現在、身体障がい者手帳が5人、療育手帳が14人となっています。

[2] 小学校・中学校・支援学校での本町の児童・生徒の在籍者数

令和2(2020)年10月1日現在、支援学級に在籍する児童・生徒数は町立小学校が50人、町立中学校が19人となっています。

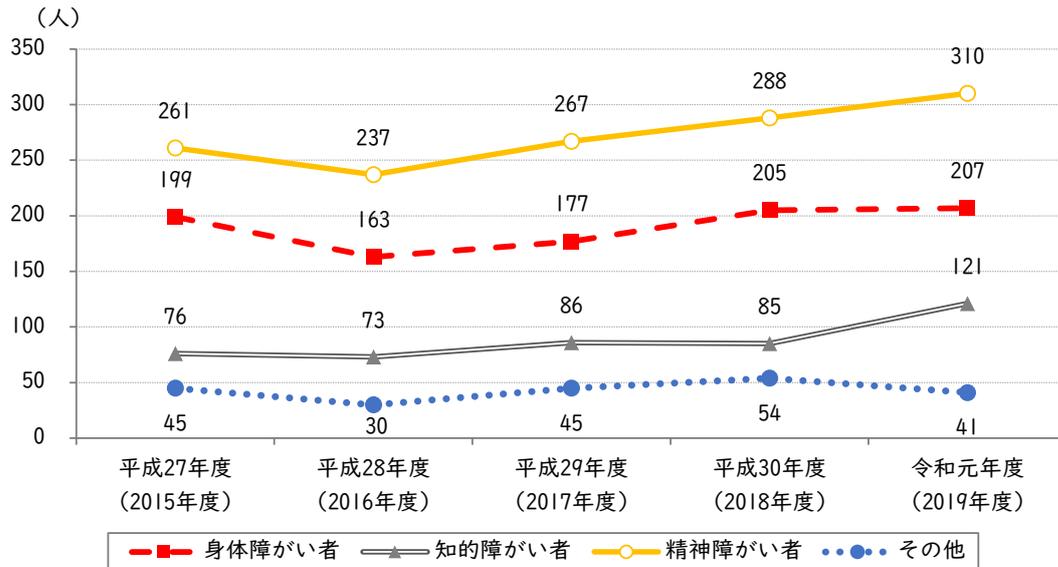
また、支援学校に在籍する児童・生徒は、小学部は7人、中学部は3人、高等部は12人となっています。

4 障がいのある人の求職・雇用状況

〔1〕求職状況

ハローワーク大和高田管内における令和元(2019)年度の障がい者の新規求職申込件数は、精神障がい者が310件で最も多く、次いで身体障がい者が207件、知的障がい者は121件となっています。

■ハローワーク大和高田管内における新規求職申込件数



〔2〕雇用状況

ハローワーク大和高田管内における企業の規模別の障がい者の実雇用率（令和元(2019)年6月1日現在）は、従業員規模100～199人の企業が5.45%で最も高く、従業員規模100～199人と300人以上の企業では、民間企業の法定雇用率の2.2%を超えています。

■ハローワーク大和高田管内における企業規模別雇用状況

	企業数(社)	労働者数(人)	障がい者数(人)	実雇用率(%)
45.5～99人	110	7,382.5	150.0	2.03
100～199人	54	6,891.5	375.5	5.45
200～299人	20	4,308.5	80.5	1.87
300人～	12	5,582.0	123.5	2.21
合計	196	24,164.5	729.5	3.02

資料：ハローワーク大和高田（令和元(2019)年6月1日現在）

第3章 計画の基本的考え方

1 計画の基本理念と基本目標

本計画の基本理念及び基本目標は、計画の整合性を図る観点から、上牧町障がい者計画の理念を継承することとします。

また、この理念とともに、地域社会における共生や社会参加の機会の確保等に関する考え方をはじめ、「奈良県障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり条例」などを原則として、住民一人ひとりが障がいのことを理解し、それぞれの立場でできる配慮や工夫をすることにより、差別や障壁をなくす取り組みを推進します。

障がいの有無に関係なく、すべての人にとって暮らしやすい、ともに生きる社会（共生社会）の実現を目指し、本計画を推進するものとします。

【基本理念】

だれもお互いに支え合う地域社会

【基本目標】

共生社会の実現

2 計画の基本的視点

国の基本指針では、「障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援」「市町村を基本とした身近な実施主体と障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施等」「入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備」「地域共生社会の実現に向けた取組」「障がい児の健やかな育成のための発達支援」「障がい福祉人材の確保」「障がい者の社会参加を支える取組」の7つの基本理念を定めています。

本町においても、障がいの有無にかかわらず、一人ひとりが尊重され、互いの違いや多様性を認めながら、それぞれが役割をもち支え合い、自分らしく活躍する社会を目指すことが必要です。

すべての人が、自己決定が尊重され社会参加と自己実現を図りながら、住み慣れた地域で安心・安全に暮らすことができるよう、障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等の提供体制の計画的な整備を図ります。

本計画の推進にあたっては、国の基本指針における基本理念等を踏まえ、次のページにあげる基本的視点に立って、庁内関係各課及び庁外関係機関・団体、奈良県等との連携と協働のもと取り組みを推進していくこととします。

(1) 医療機関・関係機関との連携強化

障がいのある人に対するサービス等の提供や地域生活への移行など、障がい福祉施策の実施にあたっては、障がい福祉の観点からだけでなく、医療・保健・福祉関係者など、多様な関係機関が協働して総合的に取り組むことが不可欠です。

精神疾患のある人や、難病患者、医療的ケアが必要な人へサービス提供体制の充実を図り、高齢化に伴う円滑な介護保険サービスへの移行等に取り組みながら、当事者やその家族が地域で安心して暮らすことができるよう、庁内連携体制を強化しつつ、医療機関、保健所、介護・障がいサービス事業所など支援関係機関とのさらなる連携強化に努めます。

(2) 「親なき後」を見据えた地域生活支援体制の構築

障がいがある人の重度化・高齢化や、親なき後を見据えて、障がいのある人の継続的な地域生活に向けて、地域が抱える課題に向き合い、当事者やその家族が安心した生活を送るため、緊急時の受け入れや、親元からの自立に向けた支援体制が充実した地域づくりが求められています。

緊急時の受け入れ体制や、ひとり暮らし体験の場等を確保し、障がいのある人の生活を地域全体で支える仕組みを実現するため、既存のあらゆる社会資源を活用しつつ、関係機関と協働しながら、いつまでも地域で安心して生活できる環境整備に取り組めます。

(3) 療育支援体制の充実

療育支援を行うにあたっては、障がいのある児童本人の最善の利益を考慮しながら、健やかな育成を支援することが必要です。障がいのある児童のライフステージに応じて、保健・医療・障がい福祉・保育・教育・就労支援等の関係機関との連携を強化し、切れ目のない一貫したサービス提供体制の充実を図ります。

さらに、障がいのある児童が、地域の保育・教育等の支援を受けることができ、障がいの有無にかかわらず、すべての児童がともに成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進します。

加えて、医療的ケア児に対する支援においても、保健・医療・障がい福祉・保育・教育等の支援を円滑に受けられるよう、専門的な支援を要する者に対して、各関連分野が共通の理解に基づき、協働できる包括的な支援体制を目指します。



(4) 就労支援の充実

障がいのある人が、就労の機会を得て、充実した社会生活を送るためには、障がいの特性に応じた支援を受けながら、就労し働き続けることのできる環境づくりが必要です。

働く意欲のある障がいのある人が、その適正に応じて能力を十分に発揮することができるよう、一般就労や就労定着のための支援を推進するとともに、一般就労が困難である人には福祉的就労の充実を図り、総合的な支援体制の強化に取り組みます。

また、障害者就業・生活支援センターライクやハローワーク、養護学校等の教育機関との連携を深めながら、就労に関する相談支援だけでなく、障がいのある人の生活全体を支援し、地域において自立した日常生活や社会生活を営めるよう、より一層の就労支援体制の充実を図ります。

(5) 権利擁護の推進と障がいに対する理解や配慮の促進

障がい者虐待への迅速な対応や、再発防止に取り組むため、関係機関との連携体制を継続しながら、障害者虐待防止法のさらなる周知と虐待防止に努めます。

また、障がいのある人にとって日常生活や社会生活を送るうえで障壁となる事物・制度・慣行・観念等の社会的障壁を取り除き、様々な社会活動に参加できる機会が確保できるよう、ハード・ソフト面のバリアフリー化を進め、ユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりを推進していきます。

合理的配慮については、職員全員が共通認識をもち、合理的配慮を実践しながら、当事者に寄り添ったきめ細やかな対応を心掛けます。また、合理的配慮について一層の理解を促進するため、まほろば「あいサポート運動³」を推進し、「ヘルプマーク⁴」の配付や周知等に努め、一人ひとりが多様な人のことを思いやる「心のバリアフリー⁵」が充実したまちづくりに取り組みます。

³ まほろば「あいサポート運動」：奈良県で平成25(2013)年8月から取り組んでいる運動で、障がいの有無にかかわらず、誰もが暮らしやすい共生社会を実現するため、障がいの内容・特性をはじめ、障がいのある方が困っていることや配慮の仕方やちょっとした手助けの方法などを理解し、実践する「あいサポーター」を養成し、県民運動としてひろげていくことにより、誰もが暮らしやすい共生社会の実現を目指すものです。(右図参照：あいサポーターバッジ〈シンボルバッジ〉)

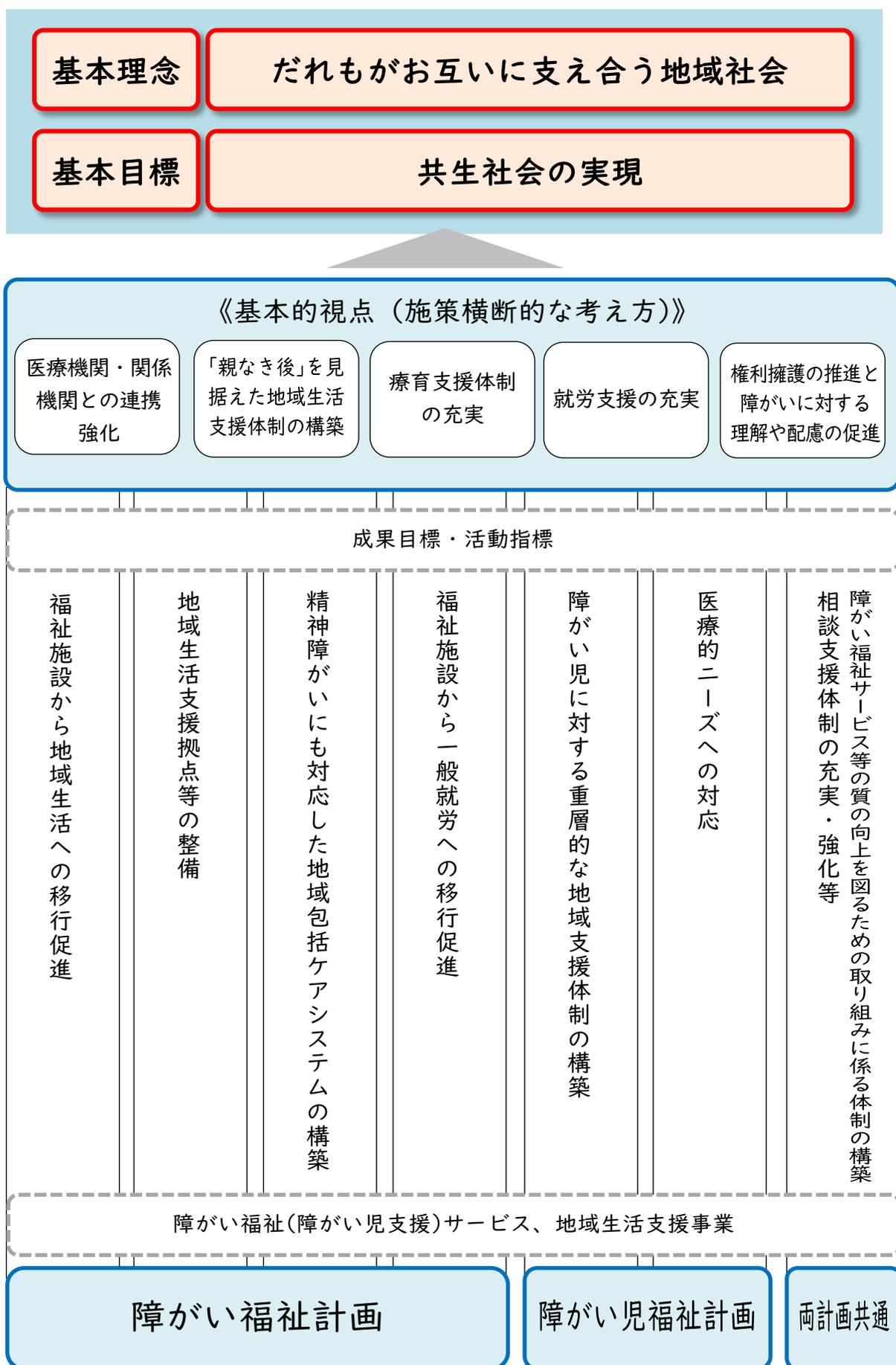


⁴ ヘルプマーク：義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう作成したマーク。(右図参照)



⁵ 心のバリアフリー：様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うこと。

【参考】本計画での取り組みと基本理念・基本目標・基本的視点との関連性



第4章 障がい福祉計画

1 目標設定についての考え方

国においては、障害者総合支援法に基づく障がい福祉計画並びに児童福祉法に基づく障がい児福祉計画の策定にあたり、障がい福祉サービス及び相談支援、地域生活支援事業、障がい児支援サービス等を提供するための体制の確保を総合的かつ計画的に図るためのガイドラインとなる基本指針⁶を示しています。

基本指針では、障がいのある人の地域における自立した生活と社会参加を促進するため、計画の実行により達成すべき「成果目標」を定め、その成果目標を達成するために必要な障がい福祉サービス等を「活動指標」として設定し、その必要量の見込みを定めることとしています。

本計画は、国の基本指針を踏まえ成果目標及び活動指標を設定し、その達成に向けた方策を定め取り組んでいきます。

■国の基本指針で示す成果目標

[1] 障がい福祉計画の成果目標

(1) 福祉施設から地域生活への移行促進

- ①施設入所者の地域移行
- ②施設入所者数の削減

(2) 地域生活支援拠点等の整備

(3) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ①圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置【県】
- ②市町村ごと（または複数市町村が共同して）の保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置
- ③精神病床における1年以上長期入院患者数について、国の算定した基準に基づいて入院者数の減少に関する目標を設定する【県】
- ④精神病床における早期退院率にかかる目標を設定する【県】

(4) 福祉施設から一般就労への移行促進

- ①一般就労移行者数
- ②就労移行支援事業から一般就労への移行
- ③一般就労移行者の就労定着支援事業の利用者数
- ④就労継続支援事業（A型・B型）から一般就労への移行者数

[2] 障がい児福祉計画の成果目標

(1) 障がい児に対する重層的な地域支援体制の構築

(2) 医療的ニーズへの対応

[3] その他の成果目標

(1) 相談支援体制の充実・強化等

(2) 障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取り組みに係る体制の構築

⁶ 基本指針：正式名称は、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」

2 第5期計画の達成状況と第6期計画の成果目標

〔1〕障がい福祉計画の成果目標

障がい福祉計画では、国基本指針に基づき、「福祉施設から地域生活への移行促進」「地域生活支援拠点等の整備」「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築」「福祉施設から一般就労への移行促進」の4つの数値目標の設定と、その達成に必要な障がい福祉サービス等の見込み量を定めることが求められています。

(1) 福祉施設から地域生活への移行促進【継続】

入所施設や病院での生活からグループホームなどを住まいの場として地域に生活の場を移行する取り組みである施設入所者の地域生活移行に関して、第5期計画で設定した目標値と令和2(2020)年度末時点での見込みは次のとおりです。

第5期計画の結果

令和2(2020)年度末までに施設を退所してグループホーム等の地域生活に移行する人数を2人とし、令和2(2020)年度末までの施設入所者の削減数を1人とする目標数値を設定しました。

結果は、令和2(2020)年度に本人及び家族の希望により、施設入所者(身体障がい)1人がひとり暮らし生活に移行し、施設入所者数の減少は目標達成となりました。当該利用者は、居宅や日中活動系サービスを利用しながら地域で生活されています。

■第5期計画における目標値と結果

	実績値		結果(見込み値) 令和2年度末 (2020年度末)
	平成28年度末 (2016年度末)	目標値 令和2年度末 (2020年度末)	
施設入所者数	23人	22人	22人
地域生活移行数[移行率]		2人 [8.7%]	1人 [4.3%]
減少(見込み)数[削減率]		1人 [4.3%]	1人 [4.3%]

第6期計画（令和5（2023）年度末）における目標

第6期計画における施設入所者の地域生活移行に関して、国の基本指針では次の2つの目標の設定を求めています。

【国の目標値】

- ①施設入所者の地域移行：令和元(2019)年度末時点から6%以上移行
- ②施設入所者数の削減：令和元(2019)年度末時点から1.6%以上削減

令和元(2019)年度末現在、福祉施設に入所されている人は22人であり、第6期計画の成果目標は、令和5(2023)年度末時点において地域生活移行数を2人、また福祉施設の入所者数を1人削減とします。

今後も本人や家族の意思を尊重しつつ、モニタリング⁷期間の調整を図るなど、計画相談員とも情報共有を行いながら相談支援を実施し、グループホーム事業者との連携や訪問系サービスの提供体制の確保に努めます。

■第6期計画（令和5（2023）年度末）における目標

	令和元(2019)年度末 時点の実績	令和5(2023)年度末 目標値
A 施設入所者数	22人	21人
B 地域生活移行数 [移行率 B/A]		2人 [9.1%]
C 減少(見込み)数 [削減率 C/A]		1人 [4.5%]

⁷ モニタリング：現状を観察して把握すること。

(2) 地域生活支援拠点等の整備【継続】

地域生活支援拠点は、グループホームや利用定員30名程度の小規模な障がい者支援施設に地域相談支援・地域生活支援事業を活用した地域支援機能を付加して、各種相談や緊急時の受け入れ対応体制の確保、コーディネーター⁸の配置等による地域の体制づくりを行う施設、もしくは拠点を設けず、地域において機能を分担する「面的整備型」を想定したものです。

第5期計画の結果

第5期計画で実施したアンケート結果に基づき、①緊急時の受け入れ、②グループホームやひとり暮らしの体験の機会の場の2つの機能を優先的に、西和7町協働で整備する方向で協議を進めました。(西和7町広域実施・面的整備型)

平成30(2018)年に、西和7町行政及び委託相談支援事業所が参画してワーキングチームを立ち上げ、圏域内の障がい・高齢の事業所にアンケート調査・訪問ヒアリングを実施し、先進地や地域の施設への視察を行いながら、令和2(2020)年度末までの整備に向けて協議を進めました。

第6期計画(令和5(2023)年度末)における目標

国の指針では、令和5(2023)年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証、検討することを基本としています。

本町では、引き続き西和7町及び関係事業所等との協議を継続し、地域の社会資源を活用しつつ、各事業所との連携・協力体制のネットワークの強化に努めながら、緊急時の受け入れ体制事業等の早期整備に向けて取り組みます。また、整備後の運用状況及び検証については、西和7町障害者等支援協議会との連携を図り、定例会等にて年4回以上行います。

■第6期計画(令和5(2023)年度末)における目標

	令和元(2019)年度末 時点の実績	令和5(2023)年度末 目標
地域生活支援拠点等の整備	未整備	圏域で設置

⁸ コーディネーター：物事が円滑に行われるように、全体の調整や進行を担当する人。

◆地域生活支援拠点等の整備に関する問題点や今後の課題（関係団体ヒアリングから）

- ・ 障がい者本人または親の病気等の緊急時の課題。コロナやインフルエンザの流行等の時の対応。
- ・ 障がい福祉サービスから介護保険サービスへの切り替えに対する不安がある。親なき後も自立して生活できる社会になってほしい。
- ・ 親なき後の地域づくりについては、療養、医療、社会生活がセットで進めていかなければならない。
- ・ 本人が自立されている方でも家族が高齢であったりなくなったりして支援を受けられなくなると、たちまち生活に支障が出る。
- ・ どこにもつながっていない人が福祉課に来た時には、「何でも困ったことがあれば相談に来てください」と助けを求める所があると思えるような対応をしてほしい。

■地域生活支援拠点等について

地域生活支援拠点等とは、障がい者の重度化・高齢化や「親なき後」を見据えた、居住支援のための機能をもつ場所や体制のことです。

居住支援のための主な機能は、相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりの5つを柱としています。

地域の実情に応じた創意工夫のもと、地域生活支援拠点等を整備し、障がい者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の構築を目指しています。



□西和7町で共同整備目標とする地域生活支援拠点のイメージ（面的整備型）



(3) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築【継続】

第5期計画の結果

西和7町共同で令和2(2020)年度末までの圏域設置に向けて協議を進めました。

西和7町障害者等支援協議会の専門部会で、保健・医療・福祉関係者が参画する「くらし部会」の構成員や介護部門の行政職員や関係機関の参画も見据え、新たな協議の場を設置し、精神障がいに係る関係機関のネットワークの強化を図りました。

第6期計画（令和5(2023)年度末）における目標

国の基本指針では、次の目標の設定を求めています。

【国の目標値】

- ①圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置
- ②市町村ごと（または複数市町村が共同して）の保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置
- ③精神病床における1年以上長期入院患者数について、国の算定した基準に基づいて入院者数の減少に関する目標を設定する
- ④精神病床における早期退院率にかかる目標を設定する
 - ・入院後3ヶ月時点の退院率を69%以上とする
 - ・入院後6ヶ月時点の退院率を86%以上とする
 - ・入院後1年時点の退院率を92%以上とする

①③④については、奈良県が設定する成果目標であり、今期の本町の計画においては設定を行いません。

奈良県障害者計画に掲げる数値目標を踏まえ、保健・医療・介護・障がい福祉関係者等による協議の場を年1回以上開催し、入院患者の地域移行や退院後の地域におけるサービス提供体制の確保について協議を進め、事例の検討や意見交換を行いながら関係機関のネットワーク体制の強化に努めます。

■第6期計画（令和5(2023)年度末）における目標

	令和元(2019)年度末 時点の実績	令和5(2023)年度末 目標
保健・医療・福祉関係者による 協議の場	圏域で設置済み	関係機関ネットワーク 体制の強化

<活動指標>

■精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

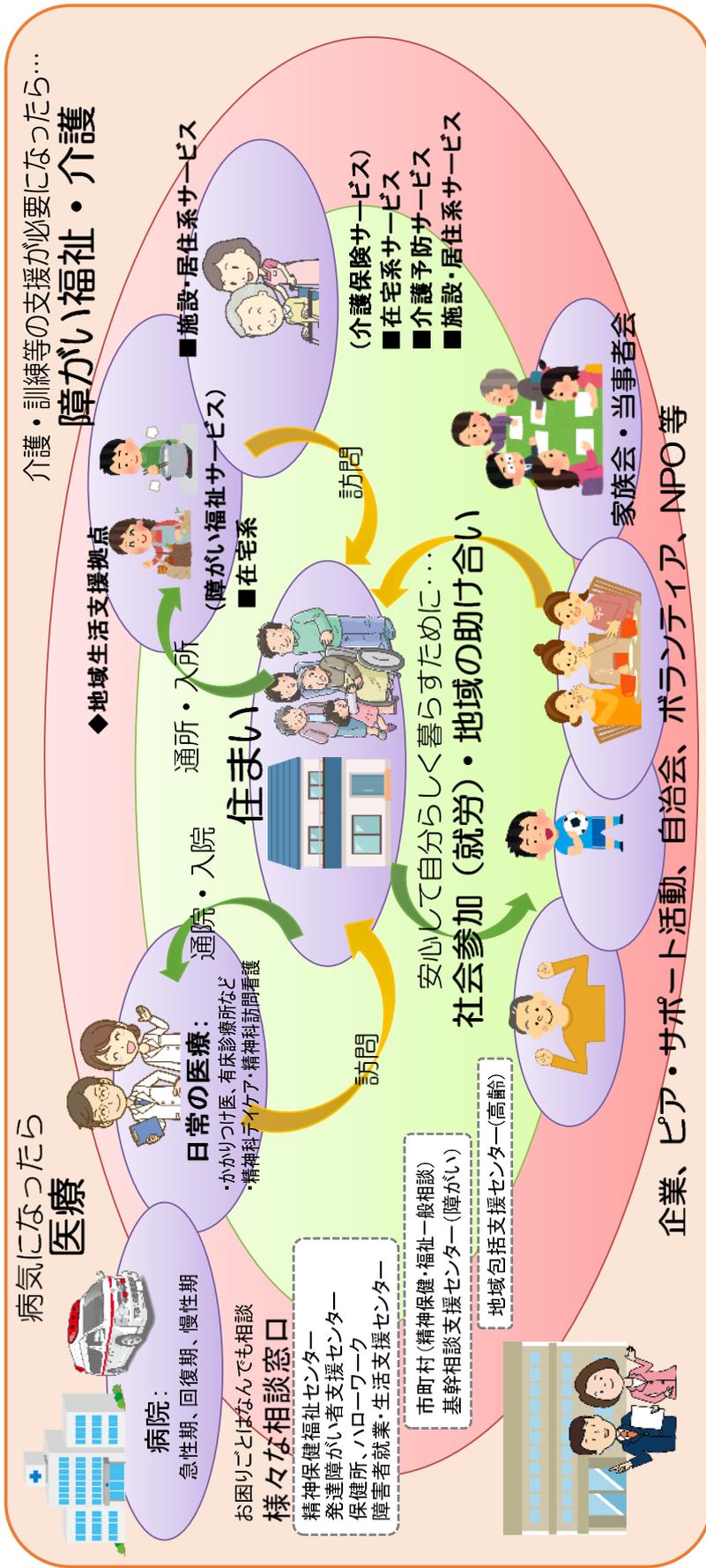
項目		単位	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
保健、医療及び福祉関係者 による協議の場		開催回数（回）	1回以上 (圏域で実施)	1回以上 (圏域で実施)	1回以上 (圏域で実施)
		関係者参加人数（人）	12	12	12
		年間目標設定及び 評価の実施回数（回）	1回以上 (圏域で実施)	1回以上 (圏域で実施)	1回以上 (圏域で実施)
精神障がい者	地域移行支援	月平均利用者数（人）	1	1	1
	地域定着支援		1	1	1
	共同生活援助		3	4	5
	自立生活援助		1	1	1

◆精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に関する問題点や今後の課題（関係団体ヒアリングから）

- ・精神障がい者の家族がどこに相談しても、たらい回しにされ疲弊した結果、事件が起きている。家族任せの現状がこのような事態を生む大きな要因である。
「家族による支援から社会による支援へ」のために、①発病時に訪問して医療につなぐ危機介入チームの創設、②治療が進まない慢性期の精神障がい者を訪問支援する（ACT）チームの創設が必要である。
- ・福祉、医療制度にわたるコーディネートが24時間できる体制、少なくとも地域生活支援拠点の早急の整備、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築と稼働を切望する。
- ・これまでは医療、福祉、介護が縦割りであったが、これからは連携が必要である。障がい者だけでなく高齢者も含め、福祉と医療の連携が大事。
- ・病院、保健所、事業所、役場が連携し、訪問支援などアウトリーチによる支援が必要である。

■精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムとは

精神障がいのある人が地域の一員として自分らしく暮らすことができるように、「住まい」をはじめ、「医療」「障がい福祉・介護」「社会参加・地域の助け合い」「相談」が一体的に提供される体制のことです。



保健・医療・福祉関係者による協議の場（西和7町）

障がい保健福祉圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場、保健所

都道府県ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場、都道府県本庁・精神保健福祉センター・発達障がい者支援センター

(4) 福祉施設から一般就労への移行促進【継続①②④、廃止③、新規⑤】

生活介護や自立訓練（機能訓練、生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型、B型）などを提供する施設の利用を経て一般企業等で就労する障がい者数の増加や就労移行支援事業の利用者数の増加等に関して、第5期計画で設定した目標値と令和2（2020）年度末時点での見込みは次のとおりです。

①一般就労移行者数【継続】

第5期計画の結果

令和2（2020）年度末時点の目標を、1人以上と設定しました。結果は、平成30（2018）年度は3人（内訳：就労移行1人、A型2人）、令和元（2019）年度は5人（内訳：就労移行1人、A型3人、B型1人）、令和2（2020）年度は6人（内訳：就労移行3人、A型3人）がそれぞれ一般就労に移行し目標を達成しました。

■第5期計画における目標値と結果

	実績値 平成28年度末 (2016年度末)	目標値 令和2年度末 (2020年度末)	結果(見込み値) 令和2年度末 (2020年度末)
一般就労移行者数	0人	1人以上	6人

第6期計画（令和5（2023）年度末）における目標

国の基本指針では、一般就労への移行者数の増加に関して次の目標の設定を求めています。

【国の目標値】

令和5（2023）年度中に一般就労に移行する者を、令和元（2019）年度の一般就労への移行実績の1.27倍以上とすることを基本とする。

本町では、令和元（2019）年度中に一般就労に移行した障がい者は5人であったため、令和5（2023）年度における一般就労移行者の目標数値を8人以上とします。

利用者の意思を尊重した相談支援に努め、関係機関と連携しながら就労系サービスへつなぐ支援や提供体制を確保しつつ、計画相談員や就労系事業所との情報共有を図ります。

■第6期計画（令和5（2023）年度末）における目標

	令和元(2019)年度末 時点の実績	令和5(2023)年度末 目標
一般就労移行者数	5人	8人以上 1.6倍

②就労移行支援事業から一般就労への移行【継続】

第5期計画の結果

第5期計画では就労移行支援事業の利用増加を目指し、令和2(2020)年度末時点の目標を、平成28(2016)年度末の4人から2割以上増加である5人と設定しました。令和元(2019)年度末時点の実績は5人であり、この時点で目標を達成していますが、令和2(2020)年度末は4人となる見込みです。また、平成30(2018)年度及び令和元(2019)年度について、就労移行支援事業から一般就労へ移行した人は各年度1人となっています。

■第5期計画における目標値と結果

	実績値 平成28年度末 (2016年度末)	目標値 令和2年度末 (2020年度末)	結果(見込み値) 令和2年度末 (2020年度末)
就労移行支援事業 利用者数	4人	5人 [増加率 125.0%]	4人 [増加率 0.0%]

第6期計画（令和5(2023)年度末）における目標

国の基本指針では、目標の見直しが行われ、就労移行支援事業から一般就労への移行者数について、次の目標の設定を求めています。

【国の目標値】

令和元(2019)年度実績の1.30倍以上の一般就労への移行実績を達成することを目指す。

令和元(2019)年度の実績が1人であるため、国の指針を踏まえ、令和5(2023)年度末の一般就労移行者の目標を2人以上とします。

就労移行支援事業所や、計画相談員及び就労に関わる関係機関と連携体制を強化しながら、利用者の意向を丁寧に汲み取り、就労相談や生活相談の全般にいたる相談支援に努めます。

■第6期計画（令和5(2023)年度末）における目標

	令和元(2019)年度末 時点の実績	令和5(2023)年度末 目標	
就労移行支援事業から一般 就労への移行者数(増加率)	1人	2人以上	2.0倍

③就労移行率の高い就労移行支援事業所の増加【廃止】

第5期計画の結果

町内に就労移行支援事業を実施する事業所がなかったため、第5期計画においては目標設定を行っていません。

④一般就労移行者の就労定着支援事業の利用者数【継続】

第5期計画の結果

令和元(2019)年度末時点で、就労移行支援を利用し一般就労に移行した利用者1人が就労定着支援を活用しながら就労を継続しています。それにより目標を達成する見込みです。

■第5期計画における目標値と結果

	実績値 平成28年度末 (2016年度末)	目標値 令和2年度末 (2020年度末)	結果(見込み値) 令和2年度末 (2020年度末)
就労移行支援事業を利用して、12か月以上にわたり一般就労をしていると見込まれる人数	新規利用者 1人	12か月以上一般就労している 1人	1人 職場定着率 100.0%

第6期計画（令和5(2023)年度末）における目標

国の基本指針では、次の目標に見直しが行われています。

【国の目標値】

- ①令和5(2023)年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。
- ②就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本とする。

第6期計画では、国の指針を踏まえ、①就労移行支援事業所等を通じて一般就労に移行する者のうち6人以上の利用を目標とします。

今後も計画相談員や就労移行支援事業者等と情報共有を行いながら、就労定着支援サービスの利用の促進や周知、移行後のフォローアップ体制を含め協議を進めていきます。

②就労定着支援を実施する事業所については、本町に該当する事業所がないため、目標の設定は行わないものとします。

■第6期計画（令和5(2023)年度末）における目標

	令和5(2023)年度末時点	
	一般就労移行者見込数	就労定着支援事業利用者数
就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者	8人	6人以上
就労定着支援事業利用率		75.0%

⑤就労継続支援事業（A型・B型）から一般就労への移行者数【新規】

第6期計画（令和5（2023）年度末）における目標

第6期計画から新たに設けられた成果指標で、国の基本指針では、次の目標の設定を求めています。

【国の目標値】

- ①就労継続支援A型利用者のうち一般就労に移行する者を、令和元(2019)年度実績の1.26倍以上を目指す。
- ②就労継続支援B型利用者のうち一般就労に移行する者を、令和元(2019)年度実績の1.23倍以上を目指す。

令和元(2019)年度の就労継続支援A型から一般就労への移行者数は3人、就労継続支援B型からの移行者数は1人でした。

第6期計画の目標は、国の指針を踏まえ、A型は4人以上、B型は2人以上、それぞれ一般就労への移行を目指します。

利用者の意思を尊重した相談支援に努め、関係機関と連携しながら就労系サービスへつなぐ支援や提供体制を確保しつつ、計画相談員や就労系事業所との情報共有を図ります。

■第6期計画（令和5（2023）年度末）における目標

	令和元(2019)年度末 時点の実績	令和5（2023）年度末 目標値	
就労継続支援A型利用者から一般就労への移行者数(増加率)	3人	4人以上	1.33倍
就労継続支援B型利用者から一般就労への移行者数(増加率)	1人	2人以上	2.0倍



〔2〕障がい児福祉計画の成果目標

障がい児福祉計画では、国基本指針に基づき、「障がい児に対する重層的な地域支援体制の構築」と「医療的ニーズへの対応」の2つの数値目標の設定と、その達成に必要な障がい児通所支援サービス等の見込み量を定めることが求められています。

(1) 障がい児に対する重層的な地域支援体制の構築【継続】

第5期計画の結果

児童発達支援センターの設置については、令和元(2019)年度にワーキングチームを立ち上げ、圏域設置を見据えて、奈良県障害福祉課や児童発達支援センター等の関係機関も参画し協議を進めました。圏域内の障がい児通所事業所へのアンケートや、県内にある児童発達支援センターへ視察を実施し、設置に向けた検討を行いました。

保育所等訪問支援については、町内及び西和7町内に実施事業所が複数あり、令和元(2019)年度末時点で7人が支給決定を受け利用しており、今後も増えていくことが予想されます。

第6期計画（令和5(2023)年度末）における目標

国の基本指針では、次の2つの目標の設定を求めています。

【国の目標値】

- ①令和5(2023)年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合、圏域での設置であっても差し支えない。
- ②令和5(2023)年度末までに、各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施するなどにより、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。

児童発達支援センターについては、西和7町及び関係機関で協議を進めながら、西和7町圏域で1か所以上の共同設置を目標とします。

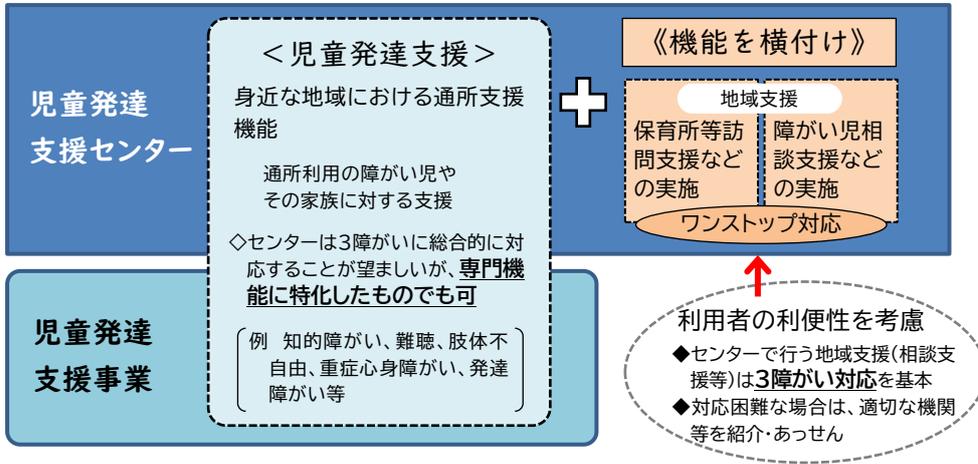
保育所等訪問支援の提供体制については、計画相談員や実施事業所及び教育機関との連携体制を継続しながら個々の利用者に応じたきめ細かな支援を行います。

■第6期計画（令和5(2023)年度末）における目標

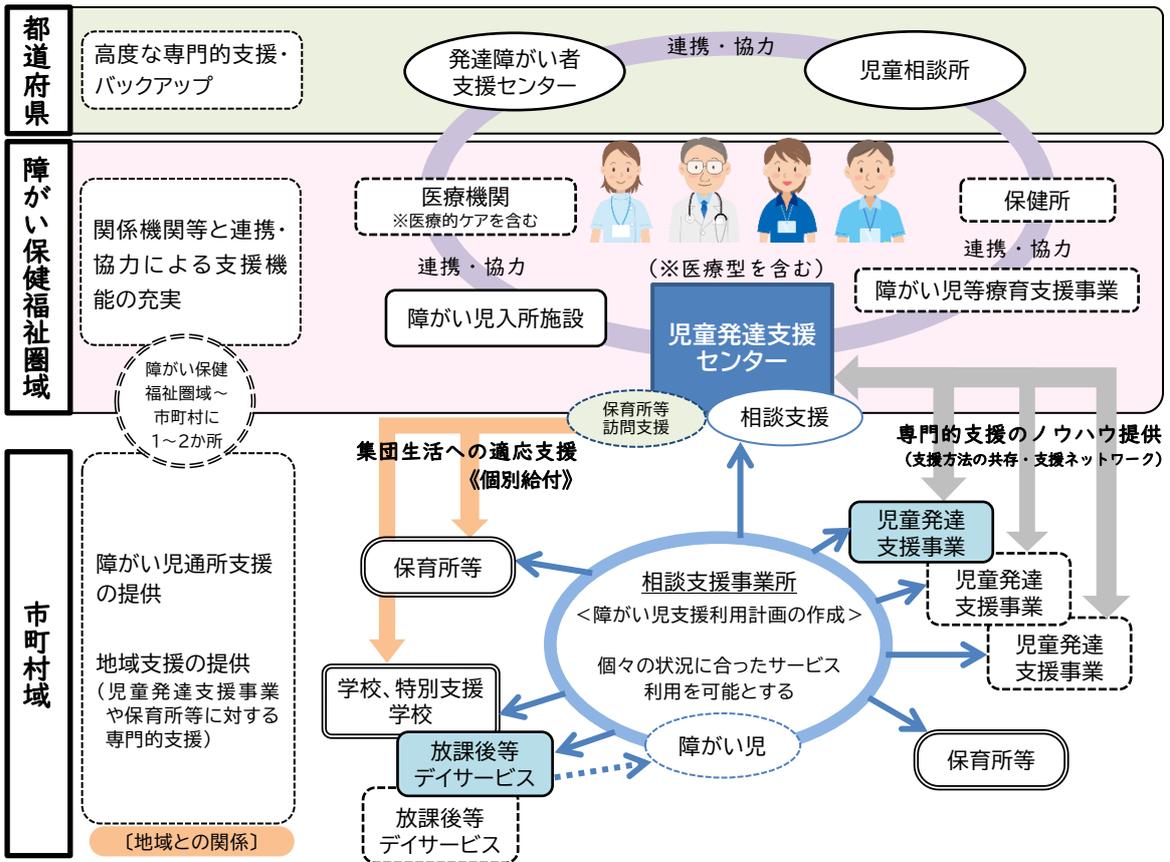
	令和元(2019)年度末 時点の実績	令和5(2023)年度末 目標
児童発達支援センター	未設置	圏域で1か所以上設置
保育所等訪問支援の提供体制	構築	強化

□児童発達支援センターと児童発達支援事業との違い

- センター、事業どちらも、通所利用の障がい児やその家族に対する支援を行うことは「共通」とし、
 - ・「センター」は、施設の有する専門機能を活かし、地域の障がい児やその家族への相談、障がい児を預かる施設への援助・助言を合わせて行うなど、地域の中核的な療育支援施設
 - ・「事業」は、専ら利用障がい児やその家族に対する支援を行う身近な療育の場



□児童発達支援センターを中核とした支援体制のイメージ



(2) 医療的ニーズへの対応【継続】

第5期計画の結果

重度心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所については、児童発達支援センター設置に向けたワーキングチームの中で確保に係る協議を進めました。

医療的ケア児支援のための協議の場については、医療機関や訪問看護ステーション、相談支援事業所や養護学校に協力を要請し、適宜個別ケース会議を行いながら、連携体制の構築に努めました。

第6期計画（令和5（2023）年度末）における目標

国の基本指針では、次の2つの目標の設定を求めています。

【国の目標値】

- ①令和5（2023）年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は圏域に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。
- ②令和5（2023）年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置を基本とする。

重度心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所については、児童発達支援センターの設置に向けた協議と連動させて引き続き協議を進め、令和5（2023）年度末までの体制整備を目標とします。

医療的ケア児支援のための協議の場については、医療機関・地域の訪問看護ステーション・相談支援事業所・教育機関と協働し、地域の課題や事例検討を含め年1回以上の検討会を行うことを目標とします。

また、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置は、令和5（2023）年度末までに西和7町による圏域設置を目標とします。

■第6期計画（令和5（2023）年度末）における目標

	令和元(2019)年度末 時点の実績	令和5(2023)年度末 目標
重度心身障がい児を支援する 児童発達支援事業所及び放課 後等デイサービス事業所	未設置	圏域で1か所以上設置
医療的ケア児支援のための協 議の場の設置	設置	年1回以上検討会開催
医療的ケア児等に関するコー ディネーターの配置	未配置	圏域で配置

〔3〕 その他の成果目標

第6期計画から、新たに「相談支援体制の充実・強化等」と「障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取り組みに係る体制の構築」について目標を設定することが求められています。

(1) 相談支援体制の充実・強化等【新規】

第6期計画（令和5（2023）年度末）における目標

国の基本指針では、次の目標の設定を求めています。

【国の目標値】

令和5（2023）年度末までに、市町村又は圏域において、相談支援体制の充実・強化等に向けた取り組みの実施体制を確保する。

西和7町圏域で、相談支援体制の充実・強化に取り組みます。委託相談支援事業所と協働し、地域の相談支援専門員との勉強会の実施や、情報共有の場を設置し、地域の福祉人材の育成や、相談員との連携強化を図りながら、相談支援体制の充実・強化を進めます。

■第6期計画（令和5（2023）年度末）における目標

	令和5（2023）年度末目標
相談支援体制の充実・強化等に向けた取り組みの実施体制	相談支援体制の充実・強化

<活動指標>

■相談支援体制の確保

取り組み内容	指標
・地域の相談支援事業者に対する専門的な立場での指導 助言	1回/年 以上（圏域）
・地域の相談支援事業者の人材育成の支援 （勉強会の実施）	2回/年 以上（圏域）
・地域の相談機関との連携強化の取り組み （協議の場の設置）	2回/年 以上（圏域）

◆相談支援体制の充実・強化等に関する問題点や今後の課題

（関係団体ヒアリングから）

- ・困っていても制度が使えていない人がいる。福祉、医療、行政がチームで支援する必要がある。
- ・制度にとらわれると救えないケースが多いことを念頭に置き、柔軟に対応してほしい。

(2) 障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取り組みに係る体制の構築【新規】

第6期計画（令和5（2023）年度末）における目標

国の基本指針では、次の目標の設定を求めています。

【国の目標値】

令和5（2023）年度末までに、都道府県や市町村において、サービスの質の向上を図るための取り組みに係る体制を構築する。

障がい福祉サービス等の質の向上を図るため、毎月の国民健康保険団体連合会からの審査結果の確認と事業所に対する連絡・説明作業を継続し、西和7町とも情報共有しながら、過誤請求の防止と適正な運営を行う事業所の確保に努めます。また、県町合同の実地指導や、指導監査の適正な実施、県が実施する町職員向けの研修等への積極的な参加に努めます。

■第6期計画（令和5（2023）年度末）における目標

	令和5（2023）年度末目標
サービスの質の向上を図るための取り組みに係る体制の構築	圏域での情報共有の強化と職員の資質向上

<活動指標>

■体制の構築

取り組み内容	指標
・ 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有・分析のための協議	各年度4回以上（圏域）
・ 都道府県が実施する研修への町職員の参加 （参加人数） 【主な研修】 ○ 奈良県障害者虐待防止・権利擁護研修 ○ まほろば「あいサポート」メッセージャー養成研修 ○ 発達障害者支援研修 ○ 奈良県障害者支援区分認定調査員研修 ○ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムに関する研修会	6人/年

3 障がい（児）福祉サービスの見込み

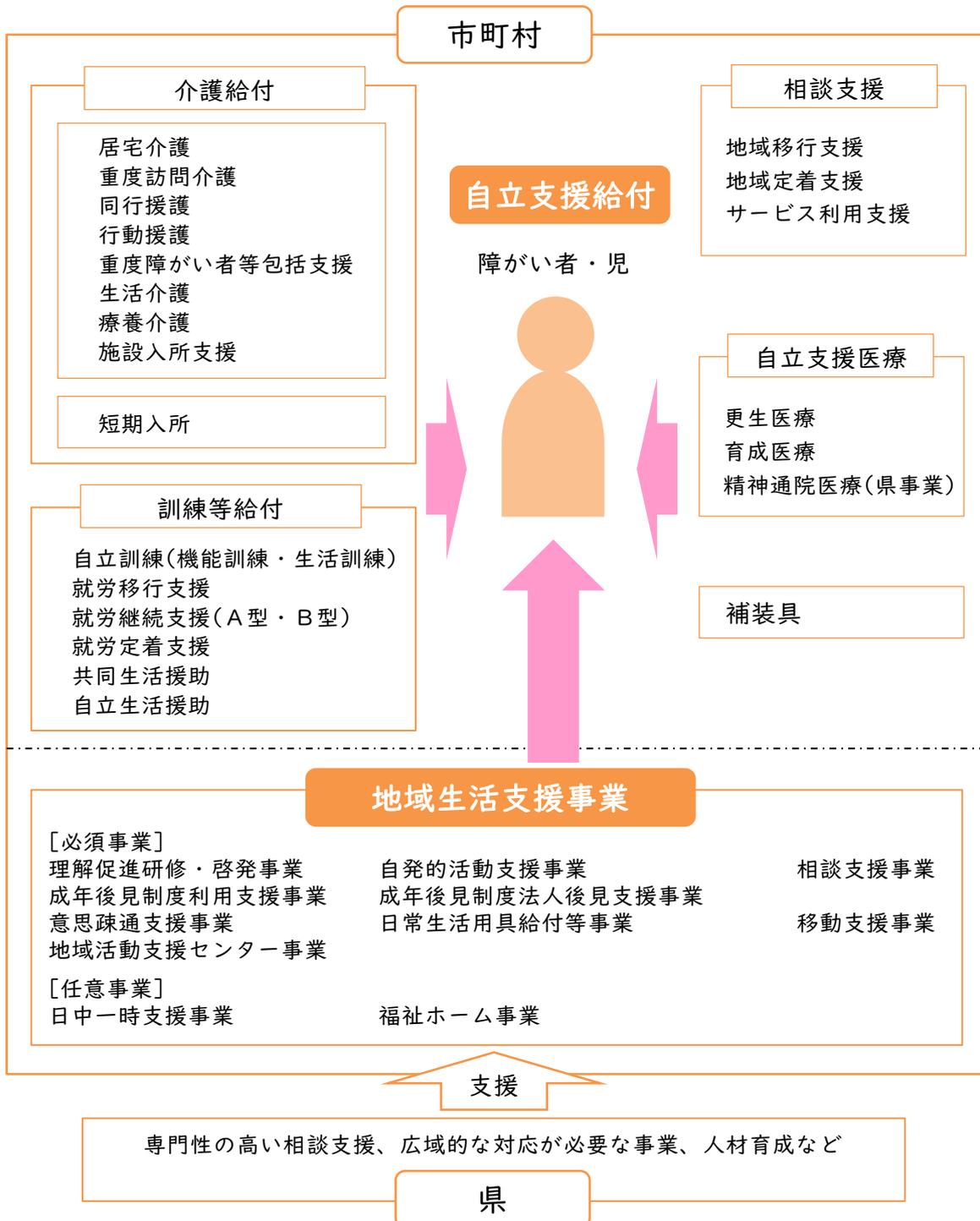
[1] 障がい（児）福祉サービスの概要

①障がい福祉サービス

障害者総合支援法では、利用者のニーズや障がいの種類、障がいの程度に応じて、適切なサービスが公平に提供されるよう、次の事業が規定されています。

【主な事業(サービス)の説明は39頁以降参照】

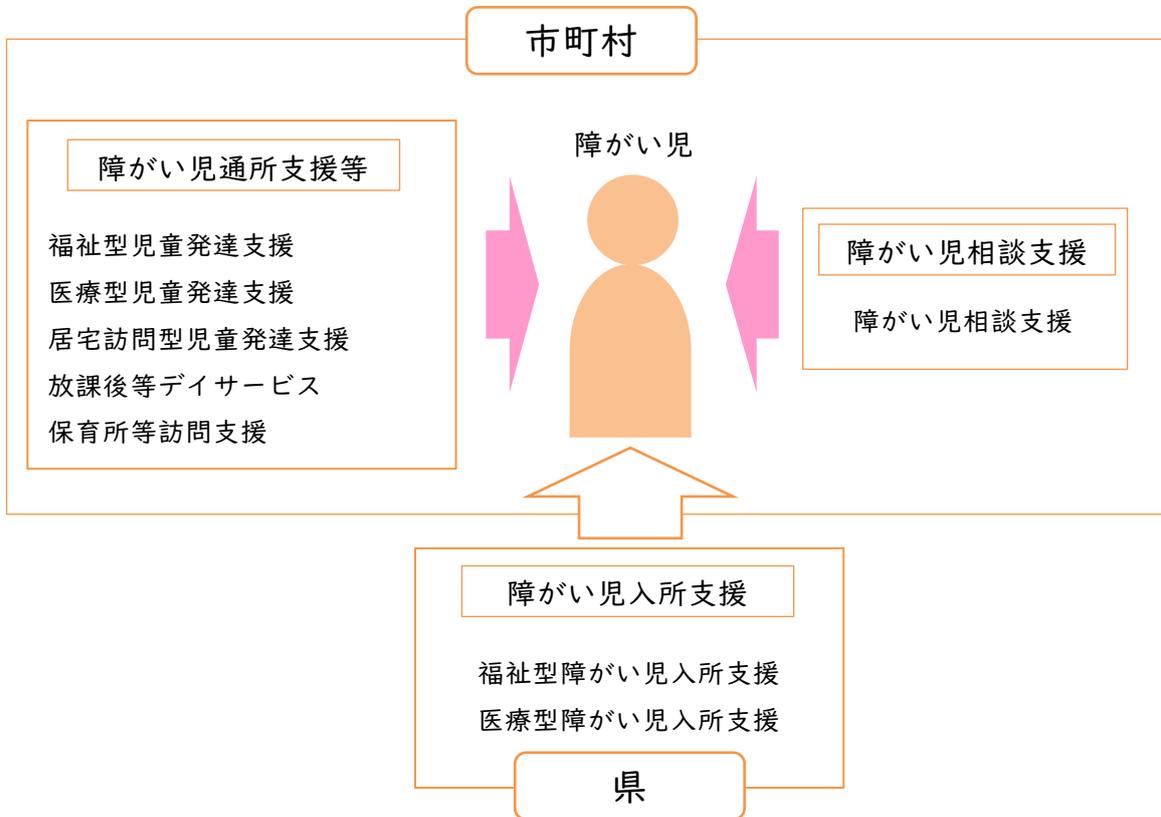
■障害者総合支援法に基づくサービスの体系



②障がい児支援サービス

児童福祉法では、障がいのある児童が、身近な地域で必要とする支援や療育が受けられるよう次の事業が規定されています。【主な事業(サービス)の説明は51頁参照】

■児童福祉法に基づくサービスの体系



〔2〕障がい福祉サービスの量の見込みと確保方策

（1）訪問系サービス

サービス内容

サービス名	内容	利用対象者
①居宅介護	障がい者の家庭に対してヘルパーを派遣し、入浴、排せつ、食事などの身体介護や洗濯・掃除などの家事援助を行います。	身体・知的・精神障がい者
②重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常時介助を要する人に対して、家庭にヘルパーを派遣し、生活全般にわたる介護のほか外出時における移動中の介護を行います。	
③同行援護	重度の視覚障がい者に対し、外出時に同行し、移動に必要な情報の提供や移動の援護を行います。	身体障がい者
④行動援護	知的障がいまたは精神障がいによって行動上著しい困難があるため、常時介護が必要な人に対して、家庭にヘルパーを派遣し、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援助や外出時における移動中の介護を行います。	知的・精神障がい者
⑤重度障がい者等包括支援	障がい支援区分 ⁹ 「6」（児童については区分「6」に相当する支援の度合い）で意思の疎通に著しい困難をとまなう人に対して、居宅介護などの複数サービスを包括的に行います。	身体・知的・精神障がい者

【訪問系サービスの確保の方策または事業実施の考え方】

- 利用者のニーズに適切に応じるため、町内及び隣接する市町の社会福祉法人や介護保険の訪問介護事業所などに対し障がい福祉サービス事業への参入を促すなど、サービスの安定的な提供体制の確保に努めます。
- 個々の障がい者に対して適切な身体介護、生活支援のサービスを提供するため、身体・知的・精神の各障がいの特性を理解したヘルパーの確保・養成に努めるとともに、各種研修などの周知を行い、ホームヘルパーの資質の向上を図ります。
- 障がい者の地域生活への移行を進みやすくし、また障がい者の安心な生活を支えていくため、早朝、夜間、緊急時に対応できるサービス体制の充実を事業者に促します。

◆訪問系サービスに関する問題点や今後の課題（関係団体ヒアリングから）

- ・現在の利用は、居宅介護で自宅での入浴、生活介護、短期入所だが満足している。ただコロナの影響で本人の体調がすぐれない時だけでなく、家族の体調不良の時も利用できないので大変である。
- ・通院付き添いサービスが使いにくい形態で、契約したが使えていない。

⁹ 障がい支援区分：障がい福祉サービスの必要性を明らかにするため、障がいの多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示すものとして厚生労働省令で定める区分。市町村がサービスの種類や量を決定する際に勘案する事項の一つ。

第5期計画期間中の利用実績（これまで）

第5期障がい福祉計画において設定した訪問系サービスの利用見込み値及び利用実績値は、次のとおりです。

居宅介護はほぼ計画どおり、行動援護は計画値を上回る見込みです。重度訪問介護と同行援護は計画値を下回る見込みです。

		平成30(2018)年度			令和元(2019)年度			令和2(2020)年度		
		計画	実績	計画比	計画	実績	計画比	計画	見込み	計画比
①居宅介護	人	47	48	102.1%	53	52	98.1%	60	56	93.3%
	時間	668	836	125.1%	761	865	113.7%	855	895	104.7%
②重度訪問介護	人	14	6	42.9%	16	4	25.0%	19	4	21.1%
	時間	938	615	65.6%	1,111	486	43.7%	1,285	486	37.8%
③同行援護	人	12	10	83.3%	12	8	66.7%	13	8	61.5%
	時間	171	146	85.4%	178	129	72.5%	185	129	69.7%
④行動援護	人	10	10	100.0%	10	11	110.0%	10	12	120.0%
	時間	179	189	105.6%	179	191	106.7%	179	192	107.3%
⑤重度障がい者 等包括支援	人	0	0	-	0	0	-	0	0	-
	時間	0	0	-	0	0	-	0	0	-

(月間)

第6期計画のサービスの量の見込み（今後）

居宅介護については、第5期計画期間中の利用実績が増加傾向にあったことから、今後3年間も増加で見込んでいます。

重度訪問介護及び同行援護については、第5期計画の見込み値では横ばい、もしくは減少傾向で推移していることから、今後3年間も大きな変化はなく、過去3年間の水準でほぼ推移するものと見込んでいます。

行動援護については、第5期計画期間中の利用実績が増加傾向にあったことから、3年間も増加で見込んでいます。

重度障がい者等包括支援については、包括的なサービスを提供する事業者がないため見込んでいません。

■訪問系サービスの量の見込み

		令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
①居宅介護	人	60	64	68
	時間	998	1,065	1,132
②重度訪問介護	人	5	5	5
	時間	567	567	567
③同行援護	人	9	9	9
	時間	140	140	140
④行動援護	人	13	14	15
	時間	225	243	260
⑤重度障がい者等包括支援	人	0	0	0
	時間	0	0	0

(月間)

(2) 日中活動系サービス

サービス内容

サービス名	内容	利用対象者
⑥生活介護	常時介護が必要であり、障がい支援区分「3」以上である人及び50歳以上で障がい支援区分が「2」以上である人に対して、日中に入浴、排せつ、食事の介護を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。	身体・知的・精神障がい者
⑦自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	生活を営むうえで身体機能・生活能力の維持・向上などの支援が必要な人を対象に、自立した日常生活または社会生活ができるよう一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。	
⑧就労移行支援	一般就労などを希望し、知識・能力の向上、職場開拓を通じて企業などへの雇用または在宅就労等が見込まれる65歳未満の人を対象に一定期間、生産活動やその他の活動機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行います。	
⑨-1 就労継続支援 (A型)	就労に必要な知識・能力の向上を図ることにより、事業所において雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる人に対して、雇用契約を締結し、就労の場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。	
⑨-2 就労継続支援 (B型)	企業などや就労継続支援A型での就労経験がある人で、年齢や体力面で雇用されることが困難になった人、就労移行支援を利用したが、企業や就労継続支援A型の雇用に結びつかなかった人、50歳に達している人などを対象に、就労の場を提供するとともに、就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練を行います。	
⑩療養介護	病院などへの長期入院による医療に加え、常時介護を必要とする人であって、①障がい支援区分「6」で、気管切開をともなう人工呼吸器による呼吸管理を行っている人、②障がい支援区分「5」以上の筋ジストロフィー患者または重症心身障がいのある人を対象に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護及び日常生活上の援助を行います。	
⑪就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て、一般就労へ移行し、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている障がい者を対象に、企業・自宅等への訪問や障がい者の来所により、生活リズム、家計や体調の管理などに関する課題解決に向けて、必要な連絡調整や指導・助言等の支援を行います。	

【日中活動系サービスの確保の方策または事業実施の考え方】

- 障がい者の多様なニーズに対応していくため、様々な事業所の参入を促進していきます。
- 生活介護については、本事業を必要とする重度身体障がい者や重症心身障がい者に対し、生活動作訓練や身体機能維持などの身体面にアプローチできる専門性の高いサービスを提供できる事業所の確保に努めます。
- 自立訓練（生活訓練）については、事業内容の周知を図り、相談支援事業所との連携のもと、特別支援学校卒業生などの利用を促進します。
- 就労移行支援は、就労に向けた訓練の場であり、賃金（工賃）の支給がないことから、最低賃金以上を得られる就労継続支援（A型）の利用ニーズが高い傾向がみられます。障がい者が希望する働き方と有する能力、それに適した就労支援などを総合的に勘案し、適切な事業に結び付けていきます。また、当事業終了後の就労機会の拡大を図るため、ハローワークとの連携を強化し、雇用に対する理解と協力の啓発を図るとともに、障がい者雇用に関する情報の提供に努めます。
- 就労継続支援（A型）事業所については、町内の事業所の確保に努めます。また、雇用契約に比べ実労働時間が短いことのほか、生産活動の内容が収益性の高い業務内容となっていない、障がい特性に応じた支援ができていないため定着率が低いなどの問題が指摘されており、奈良県と連携した取り組みに努め、サービス提供の質の向上を図ります。
- 一般就労が困難な障がい者などに対しては、障がい者就労施策と連携しながら、適切なサービス利用などによる作業機会の確保に取り組めます。

第5期計画期間中の利用実績（これまで）

第5期障がい福祉計画において設定した日中活動系サービスの利用見込み値及び利用実績値は、次のとおりです。

生活介護は利用人数、利用量ともほぼ計画どおりか少し計画を下回る見込みです。

就労移行支援は、利用者は横ばいで推移し、ほぼ計画値どおりの利用となる見込みです。

就労継続支援は、A型・B型とも当初の見込みほどは伸びず、計画値の60%程度となる見込みです。

療養介護は計画値を下回り、令和2(2020)年度は計画値4人に対し3人の利用を見込んでいます。

		平成30(2018)年度			令和元(2019)年度			令和2(2020)年度		
		計画	実績	計画比	計画	実績	計画比	計画	見込み	計画比
⑥生活介護	人	70	64	91.4%	73	65	89.0%	76	66	86.8%
	人日	1,240	1,226	98.9%	1,294	1,232	95.2%	1,347	1,238	91.9%
⑦-1 自立訓練 (機能訓練)	人	1	0	0.0%	1	0	0.0%	1	0	0.0%
	人日	11	0	0.0%	11	0	0.0%	11	0	0.0%
⑦-2 自立訓練 (生活訓練)	人	1	1	100.0%	1	1	100.0%	1	1	100.0%
	人日	16	3	18.8%	16	4	25.0%	16	4	25.0%
⑧就労移行支援	人	4	4	100.0%	4	6	150.0%	5	4	80.0%
	人日	47	76	161.7%	54	101	187.0%	60	60	100.0%
⑨-1 就労継続支援 (A型)	人	16	18	112.5%	18	13	72.2%	21	13	61.9%
	人日	335	351	104.8%	389	268	68.9%	443	268	60.5%
⑨-2 就労継続支援 (B型)	人	37	27	73.0%	43	28	65.1%	50	29	58.0%
	人日	542	447	82.5%	639	464	72.6%	736	481	65.4%
⑩療養介護	人	3	2	66.7%	3	2	66.7%	4	3	75.0%
⑪就労定着支援	人	-	0	-	1	1	100.0%	1	2	200.0%

(月間)

第6期計画のサービスの量の見込み（今後）

生活介護と就労継続支援（B型）については、第5期計画期間中の利用実績が増加傾向にあったことから、今後3年間も増加で見込んでいます。

就労移行支援と就労継続支援（A型）については、第5期計画期間中の利用実績と同水準で推移していくと見込んでいます。

自立訓練（機能訓練・生活訓練）、療養介護、就労定着支援は、全体的に利用者数が少ないこともあり、令和2（2020）年度の利用実績を基本に今後3年間の利用者数を見込んでいます。

就労支援については、一般就労への移行が円滑に推進できるように、なら西和障害者就業・生活支援センター（ライク）、指定相談支援事業所や西和7町障害者等支援協議会と連携し、圏域でのサービス供給・相談支援体制のネットワークを強化し、適切なサービスが提供できるよう努めます。

また、一般就労が困難な障がい者等に対しては、就労の機会を確保する観点から、障がい者就労施策と連携し、受注の確保や工賃引き上げに取り組みます。

■日中活動系サービスの量の見込み

		令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
⑥生活介護	人	67	68	69
	人日	1,270	1,289	1,308
⑦-1 自立訓練 （機能訓練）	人	1	1	1
	人日	11	11	11
⑦-2 自立訓練 （生活訓練）	人	1	1	1
	人日	4	4	4
⑧就労移行支援	人	6	6	6
	人日	124	124	124
⑨-1 就労継続支援 （A型）	人	15	15	15
	人日	302	302	302
⑨-2 就労継続支援 （B型）	人	30	31	32
	人日	497	514	530
⑩療養介護	人	4	4	4
⑪就労定着支援	人	3	4	6

（月間）

(3) 短期入所サービス（ショートステイ）

サービス内容

サービス名	内容	利用対象者
⑫短期入所 （福祉型・医療型）	居宅で介護する人が病気などの理由により、障がい者支援施設やその他の施設へ短期間の入所を必要とする障がいのある人に対して、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護などを行います。 障がい者支援施設等において実施する「福祉型」と病院や診療所、介護老人保健施設において実施する「医療型」があります。	身体・知的・精神障がい者

【短期入所サービスの確保の方策または事業実施の考え方】

- 緊急時における利用ニーズに対応するため、サービスに関する情報提供を行うなど、必要時に適切なサービスが利用できるよう支援します。
- 短期入所（ショートステイ）事業所の新規参入を支援し、地域で不足する社会資源の確保に取り組みます。
- 在宅の重症心身障がい者が利用できる短期入所事業の実施を医療機関や介護保険施設に働きかけます。

◆短期入所サービスに関する問題点や今後の課題（関係団体ヒアリングから）

- ・ショートステイの施設が少ない。利用は普段からその施設を利用している人に限られてしまう。
- ・現在の利用は、居宅介護で自宅での入浴、生活介護、短期入所だが満足している。ただコロナの影響で本人の体調がすぐれない時だけでなく、家族の体調不良の時も利用できないので大変である。

第5期計画期間中の利用実績（これまで）

第5期障がい福祉計画において設定した短期入所サービスの利用見込み値及び利用実績値は、次のとおりです。

福祉型の利用人数は各年度計画値を大きく上回っています。医療型は第5期計画期間中での利用を見込んでいましたが、実際の利用はありませんでした。

		平成30(2018)年度			令和元(2019)年度			令和2(2020)年度		
		計画	実績	計画比	計画	実績	計画比	計画	見込み	計画比
⑫-1 短期入所 （福祉型）	人	7	13	185.7%	7	13	185.7%	7	13	185.7%
	人日	32	65	203.1%	32	65	203.1%	32	65	203.1%
⑫-2 短期入所 （医療型）	人	2	0	0.0%	2	0	0.0%	2	0	0.0%
	人日	4	0	0.0%	4	0	0.0%	4	0	0.0%

（月間）

第6期計画のサービスの量の見込み（今後）

福祉型は、計画値を上回るニーズが高いサービスであることから、過去の利用者数程度の利用があるものと見込んでいます。医療型は第5期計画期間中の利用はありませんでしたが、高齢化や障がいの重度化等により医療的ニーズが高まることを踏まえ利用を見込みました。

医療的支援など、医療機関や県等との連携をとりながら、サービスの利用促進につながるよう努めます。

■短期入所サービスの量の見込み

		令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
②-1 短期入所（福祉型）	人	13	14	15
	人日	65	70	75
②-2 短期入所（医療型）	人	2	2	2
	人日	4	4	4

（月間）

(4) 居住系サービス

サービス内容

サービス名	内容	利用対象者
⑬共同生活援助 (グループホーム)	地域で共同生活を行う住居において、夜間や休日に、入浴、排せつ、食事の介護等必要な日常生活上の援助及び相談を行います。	身体・知的・精神障がい者
⑭施設入所支援	自立訓練もしくは就労移行支援の対象者のうち、生活能力により単身での生活が困難な人、地域の社会資源などの状況により通所することが困難な人または生活介護の対象者に対して、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。	
⑮自立生活援助	障がい者支援施設やグループホーム等を利用し、ひとり暮らしを希望する障がい者を対象に、定期的に利用者の居宅を訪問し、食事や洗濯、掃除などの日常生活のほか、体調管理や通院の状況、地域住民との関係などについて確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。	

【居住系サービスの確保の方策または事業実施の考え方】

- グループホームの新規開設に対する支援や、民間アパートなどを活用したグループホームなどにより共同生活住居の整備を積極的に働きかけます。
- 様々な障がい種別や程度、障がい特性に対応できるよう、事業所に対する研修の機会の提供など、サービスの専門性と質の向上を図ります。
- 施設入所支援は、国の方針では地域での生活が推進されていますが、障がいの進行や心身の状態、保護者の高齢化などにより施設入所を余儀なくされる障がい者が一定存在することを考慮し、施設入所も選択肢のひとつとして捉え、介護度や家族の状況に応じた支援体制を検討します。

◆居住系サービスに関する問題点や今後の課題（関係団体ヒアリングから）

- ・グループホーム（親なき後のこと）が不足している。

第5期計画期間中の利用実績（これまで）

第5期障がい福祉計画において設定した居住系サービスの利用見込み値及び利用実績値は、次のとおりです。

共同生活援助の利用者数は計画値を大きく上回る見込みとなっています。

施設入所支援はおおむね計画どおりの利用となっています。

自立生活援助については、利用はない見込みです。

		平成30(2018)年度			令和元(2019)年度			令和2(2020)年度		
		計画	実績	計画比	計画	実績	計画比	計画	見込み	計画比
⑬共同生活援助	人	6	8	133.3%	6	12	200.0%	7	16	228.6%
⑭施設入所支援	人	23	22	95.7%	23	21	91.3%	23	21	91.3%
⑮自立生活援助	人	-	0	-	0	0	-	0	0	-

(月間)

第6期計画のサービスの量の見込み（今後）

共同生活援助については、利用が大きく増加しているサービスであることから、今後も増加していくものと見込んでいます。

施設入所支援については、第5期計画期間中は大きな増減もなく推移していることから、今後も一定数の利用があるものと予想し同水準の利用量を見込んでいます。

自立生活援助については、1人の利用を見込んでいます。

■居住系サービスの量の見込み

		令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
⑬共同生活援助	人	20	22	26
⑭施設入所支援	人	21	21	21
⑮自立生活援助	人	1	1	1

(月間)

(5) 障がい者相談支援

サービス内容

サービス名	内容	利用対象者
⑯計画相談支援	町が指定する特定相談支援事業者が介護給付費等の支給決定等について、サービス等利用計画案を作成します。町はこの計画案を勧奨し支給決定を行います。また、支給決定後においては、指定特定相談支援事業者が、少なくとも年1回は継続サービス利用支援（モニタリング）を行いサービスが適当かを検討します。	身体・知的・精神障がい者
⑰地域移行支援	障がい者支援施設や精神科病院に入所等をしている障がいのある人に対し、住居の確保、地域生活の準備や福祉サービスの見学・体験のための外出への同行支援、地域における生活に移行するための活動に関する相談等の支援を行います。	
⑱地域定着支援	居宅でひとり暮らしをしている障がい者等に対する夜間も含む緊急時における連絡、相談等の支援を行います。	

【障がい者相談支援サービスの確保の方策または事業実施の考え方】

- 利用者が増加傾向にあることから、引き続き町内の障がいサービス事業所や介護保険の居宅介護支援事業所等に対する相談支援事業への参入や相談支援専門員の確保・育成を促し、実施事業者の充実に努めます。
- 地域移行支援・地域定着支援は、圏域においても実施できる事業所が不足しているため、地域の相談支援事業所との連携を図りながら、サービス提供体制の確保に取り組みます。
- 障がい者の自己決定を尊重し、その意思決定を支援するため、相談支援専門員と密な情報共有に努めながら、権利擁護の推進を図ります。

◆障がい者相談支援サービスに関する問題点や今後の課題

(関係団体ヒアリングから)

- ・相談事業に関してはそれぞれの事業所では対応に差があると思う。
- ・計画相談員のレベルが介護保険のケアマネの水準になれば安心である。
- ・障がい者が地域で暮らせるためには、「家族による支援から社会による支援」への転換が必要である。そのためには、24時間365日の相談体制を確立しなければならない。

第5期計画期間中の利用実績（これまで）

第5期障がい福祉計画において設定した障がい者相談支援事業の利用見込み値及び利用実績値は、次のとおりです。

計画相談支援は、計画値の70～80%程度の見込みとなっています。

地域移行支援は計画で見込んだとおりの実績となっています。

地域定着支援については、計画期間での利用はない見込みです。

		平成30(2018)年度			令和元(2019)年度			令和2(2020)年度		
		計画	実績	計画比	計画	実績	計画比	計画	見込み	計画比
⑯計画相談支援	人	25	22	88.0%	29	23	79.3%	33	24	72.7%
⑰地域移行支援	人	1	1	100.0%	1	1	100.0%	1	1	100.0%
⑱地域定着支援	人	1	0	0.0%	1	0	0.0%	1	0	0.0%

(月間)

第6期計画のサービスの量の見込み（今後）

計画相談支援は、障がい福祉サービスの利用者数の増加に合わせ増加を見込んでいます。

地域移行支援及び地域定着支援については、第5期計画期間中の利用実績と同様の各1人を見込んでいます。

計画相談支援がすべての障がい福祉サービス利用者に拡大されたことによる需要の増加を踏まえ、町内または圏域内の障がいサービス事業所や介護保険の居宅介護支援事業所等に対する相談支援事業への参入や相談支援専門員の確保・育成を促し、実施事業者の充実に努めます。また、利用者に対してサービス内容の周知と利用促進を図ります。

■障がい者相談支援サービスの量の見込み

		令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
⑯計画相談支援	人	25	26	27
⑰地域移行支援	人	1	1	1
⑱地域定着支援	人	1	1	1

(月間)

〔3〕障がい児福祉サービスの量の見込みと確保方策

サービス内容

サービス名	内容	利用対象者
①児童発達支援	未就学児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。	障がいのある児童
②医療型児童発達支援	就学前の児童を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行うとともに、身体の状態により、治療も行います。	
③放課後等デイサービス	就学児を対象に、学校終了後または休業日に、生活能力の向上に必要な訓練、社会との交流の促進などを行います。	
④保育所等訪問支援	保育所や小学校などにおける児童に対する支援を通じ、児童が集団生活に適応できるようにすることを目的に、療育経験のある専門職員がニーズに応じて保育所や小学校などを訪問し支援を行います。	
⑤障がい児相談支援	障がい児が障がい児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）を利用する前に障がい児支援利用計画を作成し（障がい児支援利用援助）、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う（継続障がい児支援利用援助）等の支援を行います。 ・障がい児支援利用援助 障がい児通所支援の利用申請手続きにおいて、障がい児の心身の状況や環境、障がい児または保護者の意向などを踏まえて「障がい児支援利用計画案」の作成を行います。利用が決定した際は、サービス事業者等との連絡調整、決定内容に基づく「障がい児支援利用計画」の作成を行います。 ・継続障がい児支援利用援助 利用している障がい児通所支援について、その内容が適切かどうか一定期間ごとにサービス等の利用状況の検証を行い、「障がい児支援利用計画」の見直しを行います（モニタリング）。また、モニタリングの結果に基づき、計画の変更申請などを勧奨します。	
⑥居宅訪問型児童発達支援	重症心身障がい児などの重度の障がいがあり、児童発達支援等の障がい児通所支援を受けるための外出が著しく困難な障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を実施します。	
⑦医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	保健、医療、障がい福祉、保育、教育等、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等を配置する事業です。	

【障がい児通所支援、障がい児相談支援の確保の方策または事業実施の考え方】

- 医療的ケアが必要な児童に対し、適切な支援が行えるよう、奈良県や近隣市町村と連携し、人材の確保・養成に努めます。
- 障がい児が発達過程に応じた適切な支援を受け、自立した日常生活を送ることができるよう、庁内連携や、相談支援専門員と情報共有を強化しながら、本人やその保護者のニーズに寄り添ったサービスの提供を図ります。
- 学校、障がい児通所支援事業所、障がい福祉サービスを提供する事業所及び相談支援事業所と連携を図り、サービスを利用しやすい環境整備に努めます。

◆障がい児通所支援、障がい児相談支援サービスに関する問題点や今後の課題
(関係団体ヒアリングから)

- ・学齢期の子どもの場合、親が学校へ送迎している場合が多いと思うが、親の体調がすぐれないときに送迎できないと大変である。
- ・行動障がいの方等の卒業時の進路が決まりにくい。

第5期計画期間中の利用実績（これまで）

第5期障がい福祉計画において設定した障がい児通所支援サービス利用見込み値及び利用実績値は、次のとおりです。

児童発達支援は、利用者数・利用量とも計画値を大きく上回っておりニーズが増加しているサービスとなっています。

医療型児童発達支援については1人の利用を見込んでいましたが、実際の利用はない見込みです。

放課後等デイサービスは、利用者数は計画値を下回っていますが、利用量は計画値を上回っており、障がい児1人あたりの利用時間が増大しています。

障がい児相談支援については、令和2(2020)年度は計画値どおりの利用見込みとなっています。

		平成30(2018)年度			令和元(2019)年度			令和2(2020)年度		
		計画	実績	計画比	計画	実績	計画比	計画	見込み	計画比
①児童発達支援	人	13	13	100.0%	13	20	153.8%	13	25	192.3%
	人日	63	128	203.2%	63	214	339.7%	63	268	425.4%
②医療型児童発達支援	人	1	0	0.0%	1	0	0.0%	1	0	0.0%
	人日	17	0	0.0%	17	0	0.0%	17	0	0.0%
③放課後等デイサービス	人	62	43	69.4%	69	52	75.4%	77	57	74.0%
	人日	506	567	112.1%	567	662	116.8%	629	726	115.4%
④保育所等訪問支援	人	1	0	0.0%	1	1	100.0%	1	2	200.0%
	人日	1	0	0.0%	1	1	100.0%	1	2	200.0%
⑤障がい児相談支援	人	10	7	70.0%	12	10	83.3%	14	14	100.0%
⑥居宅訪問型児童発達支援	人	-	0	-	1	0	0.0%	1	0	0.0%
	人日	-	0	-	10	0	0.0%	10	0	0.0%

(月間)

第6期計画のサービスの量の見込み（今後）

児童発達支援は利用者数、利用量とも、放課後等デイサービスは利用量が、計画値を大きく上回る利用ニーズが高いサービスであることから、第6期計画期間も増加で推移するものと見込んでいます。

保育所等訪問支援については、第5期計画期間中の利用実績と同水準の利用を見込んでいます。

居宅訪問型児童発達支援については、現在心身に重度の障がいのある児童の保護者のニーズを考慮し、1人の利用を見込んでいます。

医療的ケアが必要な児童に対し、適切な支援が行えるよう、奈良県や近隣市町村と連携し、人材の確保・養成に努めます。

■障がい児通所支援、障がい児相談支援の量の見込み

		令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
①児童発達支援	人	31	37	43
	人日	326	389	452
②医療型児童発達支援	人	1	1	1
	人日	17	17	17
③放課後等デイサービス	人	64	71	78
	人日	823	913	1,003
④保育所等訪問支援	人	2	2	2
	人日	2	2	2
⑤障がい児相談支援	人	18	22	26
⑥居宅訪問型児童発達支援	人	1	1	1
	人日	10	10	10

(月間)

4 地域生活支援事業の見込み

地域生活支援事業は、障がい（児）福祉サービスとは別に、市町村及び都道府県が地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟に実施する事業・サービスです。

相談支援事業や意思疎通支援事業、移動支援事業などの必須事業と、地域の実情に応じて実施する任意事業から構成されています。

〔1〕 必須事業

サービス内容

サービス名	内容	対 象
理解促進研修・啓発事業	障がいのある人が日常生活及び社会生活をするうえで生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民に対して、障がいのある人に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行います。	障がい者を含む住民全般
自発的活動支援事業	障がいのある人、その家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動（ピアサポート ¹⁰ 、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など）を支援します。	障がい者を含む住民全般
相談支援事業	障がいのある人等の福祉に関する問題に対して相談に応じ、必要な情報及び助言などを行うとともに、虐待の防止やその早期発見のための関係機関との連絡調整、障がいのある人等の権利擁護のために必要な援助を行います。	身体・知的・精神障がい者
成年後見制度利用支援事業	障がい福祉サービスを利用し、または利用しようとする知的障がいのある人または精神障がいのある人に対して、成年後見制度の利用について必要となる経費のすべてまたは一部について補助を行います。	知的・精神障がい者
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する安定的な実施のための組織体制の構築支援などを行います。	知的・精神障がい者
意思疎通支援事業（手話通訳者・要約筆記者派遣事業）	聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのために意思疎通を図ることに支障がある障がい者等が社会参加を行う際に意思疎通の円滑化を図るため、手話通訳者及び要約筆記者の派遣を行います。	身体障がい者

¹⁰ ピアサポート：同じ症状や悩みをもち、同じような立場にある仲間（英語で「peer」（ピア））が、体験を語り合い、回復を目指す取り組み。

サービス名	内容	対象
日常生活用具給付等事業	<p>補装具以外で、日常生活を便利にする用具の給付などを行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護・訓練支援用具 特殊寝台、訓練用ベッド、特殊マット、特殊尿器、入浴担架、体位変換器、移動用リフト、訓練いすなどを給付します。 ・自立生活支援用具 入浴補助用具、便器、移動・移乗支援用具、歩行補助つえ（一本杖）、頭部保護帽、特殊便器、火災警報器、自動消火器、電磁調理器、歩行時間延長信号機用小型送信機、聴覚障がい者用屋内信号装置などを給付します。 ・在宅療養等支援用具 透析液加温器、ネブライザー¹¹、電気式たん吸引器、視覚障がい者用体温計（音声式）、酸素ボンベ運搬車、視覚障がい者用体重計などを給付します。 ・情報・意思疎通支援用具 携帯用会話補助装置、情報・通信支援用具、点字ディスプレイ、点字器、点字タイプライター、視覚障がい者用ポータブルレコーダー、視覚障がい者用活字文書読上げ装置、視覚障がい者用拡大読書器、視覚障がい者用時計、聴覚障がい者用通信装置、聴覚障がい者用情報受信装置、人工喉頭、点字図書などを給付します。 ・排せつ管理支援用具 ストマ¹²用装具、紙おむつ、収尿器などを給付します。 ・居宅生活動作補助用具（住宅改修費） 居宅生活動作補助用具などを給付します。 	身体・知的・精神障がい者
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある人について、外出のための支援を行います。	身体・知的・精神障がい者
地域活動支援センター事業	創作活動または生産活動などの機会を提供し、地域生活の支援を行います。	身体・知的・精神障がい者

¹¹ ネブライザー：鼻や口から吸入できるような薬を霧状にさせる機器。

¹² ストマ：消化管や尿路の疾患などにより、腹部に便又は尿を排泄するために増設された排泄口のこと。ストマを持つ人を「オストメイト」と呼んでいる。

【必須事業の確保の方策または事業実施の考え方】

利用者が今後も地域で安心して生活できるよう、奈良県や西和7町の各自治体と連携し、サービスの質の向上のほか、事業者の確保など、サービス提供体制の充実を図ります。

○理解促進研修・啓発事業、自発的活動支援事業

障がい者が地域で安心して生活を送るためには、地域住民の障がいに対する理解が重要であることから、障がい特性について理解促進を図る住民講座の実施や、当事者会等の立ち上げ支援に関する勉強会を開催しながら、地域での「心のバリアフリー」の意識の醸成に努めます。

○成年後見制度法人後見支援事業

関係町で共同委託している「権利擁護支援センターななつぼし」との体制を継続しつつ、相談支援事業所や障がい福祉サービス事業所とも情報共有を図りながら、成年後見制度の周知と利用促進を図ります。

また、西和7町障害者等支援協議会「人権施策部会」の活動を進め、西和7町共同で当事者向けの講演会等を開催しながら、障害者差別解消法や、障害者虐待防止法の一層の周知活動を図り、権利擁護の推進に努めます。

○意思疎通支援事業

手話通訳者・要約筆記者派遣事業の利用促進に努めながら、地域住民向けの手話通訳養成講座の実施を継続し、奈良県聴覚障害者支援センター等との連携体制を継続しながら、将来的な設置手話通訳者の創設に向けて検討を進めます。

また、障がい当事者会との連携を図り、町職員向けの研修会等を開催し、聴覚障がいの理解促進を進めます。

○移動支援事業

障がい者の社会参加に係る外出の機会を確保する上で欠かせないサービスであることから、本人や家族の意向を十分に汲み取りつつ、個々のケースについて十分なサービス量を確保するため、他施策の利用等も提案しながら、事業の実施体制を継続します。

○地域活動支援センター事業

障がい者の社会参加の機会を推進し、日中活動の場の提供確保のため、引き続き実施体制の維持・充実を図ります。



◆地域生活支援事業に関する問題点や今後の課題（関係団体ヒアリングから）

- ・上牧町には養護学校や障がい者支援施設、社協の就労継続支援B型「ぷらっと」などがあり、常時住民と障がいのある人達が触れ合うことができる環境がある。障がい理解は「知ること」からだと思う。
- ・精神障がいについていえば、根強い偏見や差別があり理解は進んでいない。特に高齢者の意識を変えるのは難しい。偏見は当事者家族に対してもあるため、障がいを隠し家族で抱え込むが抱えきれない問題がある。
- ・役場の職員向け研修で、聴こえないということ、筆談はどういうふうにすれば良いか、職員の理解促進を図ってほしい。
- ・移動支援の使い勝手がよくない。病院や施設に行きたいときに使えないのが不便である。
- ・移動支援について、介護者の体調不良時など緊急対応の人的確保が望まれる。
- ・手話通訳専任がおらず、相談や代理電話ができない。役場の窓口に手話通訳者を設置してほしい。
- ・緊急時や役場が休みの日に手話通訳を依頼しづらい。役場にメールできる専用のものがあったり、福祉専用のスマートフォンを設置し通訳者が持っているなどの仕組みがあれば有難いと思う。

(1) 理解促進研修・啓発事業

第5期計画期間中の利用実績（これまで）

計画どおり実施しています。

	平成30(2018)年度			令和元(2019)年度			令和2(2020)年度		
	計画	実績	計画比	計画	実績	計画比	計画	見込み	計画比
実施有無	実施	実施	達成	実施	実施	達成	実施	実施	達成

第6期計画のサービスの量の見込み（今後）

事業の継続実施を見込んでいます。

	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
理解促進研修・啓発事業	実施	実施	実施

(2) 自発的活動支援事業

第5期計画期間中の利用実績（これまで）

計画どおり実施しています。

	平成30(2018)年度			令和元(2019)年度			令和2(2020)年度		
	計画	実績	計画比	計画	実績	計画比	計画	見込み	計画比
実施有無	実施	実施	達成	実施	実施	達成	実施	実施	達成

第6期計画のサービスの量の見込み（今後）

事業の継続実施を見込んでいます。

	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
自発的活動支援事業	実施	実施	実施

(3) 相談支援事業

第5期計画期間中の利用実績（これまで）

相談支援事業所については、計画どおり整備ができています。

	平成30(2018)年度			令和元(2019)年度			令和2(2020)年度		
	計画	実績	計画比	計画	実績	計画比	計画	見込み	計画比
か所	3	3	100.0%	3	3	100.0%	3	3	100.0%

第6期計画のサービスの量の見込み（今後）

相談支援事業については、現状の体制での事業の継続実施を見込んでいます。

基幹相談支援センター（機能強化事業を含む）については、設置に向けて検討していきます。

		令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
相談支援事業	か所	3	3	3
基幹相談支援センター	設置有無	検討	検討	検討
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施有無	検討	検討	検討

(4) 成年後見制度利用支援事業

第5期計画期間中の利用実績（これまで）

利用人数については1人の利用を見込み、見込みどおりの利用がありました。

	平成30(2018)年度			令和元(2019)年度			令和2(2020)年度		
	計画	実績	計画比	計画	実績	計画比	計画	見込み	計画比
利用人数	1	1	100.0%	1	1	100.0%	1	1	100.0%

(月間)

第6期計画のサービスの量の見込み（今後）

第5期計画期間中の利用実績及び今後のニーズを踏まえ利用を見込んでいます。

		令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
成年後見制度利用支援事業	人/月	1	1	2

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

第5期計画期間中の利用実績（これまで）

第5期計画期間中に新たに導入された事業で、実施団体に対し支援を行っています。

	平成30(2018)年度			令和元(2019)年度			令和2(2020)年度		
	計画	実績	計画比	計画	実績	計画比	計画	見込み	計画比
実施有無	—	実施	—	—	実施	—	—	実施	—

第6期計画のサービスの量の見込み（今後）

事業の継続実施を見込んでいます。

		令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
成年後見制度法人後見支援事業		実施	実施	実施

(6) 意思疎通支援事業（手話通訳者・要約筆記者派遣事業）

第5期計画期間中の利用実績（これまで）

手話通訳者・要約筆記者派遣事業の利用者数は、計画値を大きく上回っています。

	平成30(2018)年度			令和元(2019)年度			令和2(2020)年度		
	計画	実績	計画比	計画	実績	計画比	計画	見込み	計画比
手話通訳者・ 要約筆記者派遣事業	10	12	120.0%	11	16	145.5%	12	16	133.3%
手話通訳者設置事業	検討	検討	-	検討	検討	-	検討	検討	-
手話奉仕員養成 研修事業	講座 実施	実施	-	講座 実施	実施	-	講座 実施	実施	-

(月間)

第6期計画のサービスの量の見込み（今後）

手話通訳者・要約筆記者派遣事業は、第5期計画期間中の利用実績を踏まえ、利用の増加を見込んでいます。

手話通訳者設置事業については設置について検討を進めます。

手話奉仕員養成研修事業については、引き続き、町主体で町社会福祉協議会に委託し、養成講座を実施していきます。

		令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
手話通訳者・ 要約筆記者派遣事業	利用件数/月	18	20	22
手話通訳者設置事業	設置有無	検討	検討	検討
手話奉仕員養成研修事業	実施有無	実施	実施	実施

(7) 日常生活用具給付等事業

第5期計画期間中の利用実績（これまで）

介護・訓練支援用具の利用件数は計画値を達成しています。

自立生活支援用具、在宅療養等支援用具、情報・意思疎通支援用具、排せつ管理支援用具の利用は計画を下回る見込みです。

居宅生活動作補助用具は、利用を見込んでいませんでしたが、令和2(2020)年度は2件の利用見込みとなっています。

(件)

	平成30(2018)年度			令和元(2019)年度			令和2(2020)年度		
	計画	実績	計画比	計画	実績	計画比	計画	見込み	計画比
介護・訓練支援用具	2	3	150.0%	2	2	100.0%	2	2	100.0%
自立生活支援用具	5	4	80.0%	5	3	60.0%	6	3	50.0%
在宅療養等支援用具	7	5	71.4%	9	4	44.4%	11	4	36.4%
情報・意思疎通支援用具	5	4	80.0%	5	5	100.0%	6	5	83.3%
排せつ管理支援用具	678	531	78.3%	755	580	76.8%	833	632	75.9%
居宅生活動作補助用具	0	1	-	0	2	-	0	2	-
計	697	548	78.6%	776	596	76.8%	858	648	75.5%

※年間給付件数

第6期計画のサービスの量の見込み（今後）

いずれの用具も、第5期計画期間中の利用実績を踏まえ、利用件数を見込んでいます。排せつ管理支援用具については過去の利用実績が増加傾向にあったため、第6期計画期間中の利用も増加で推移するものと見込んでいます。

		令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
介護・訓練支援用具	件数	2	2	2
自立生活支援用具	件数	3	3	3
在宅療養等支援用具	件数	4	4	4
情報・意思疎通支援用具	件数	6	7	8
排せつ管理支援用具	件数	683	734	785
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	件数	3	4	5
計	件数	701	754	807

※年間給付件数

(8) 移動支援事業

第5期計画期間中の利用実績（これまで）

計画を上回る利用があり、ニーズの高いサービスとなっています。

	平成30(2018)年度			令和元(2019)年度			令和2(2020)年度		
	計画	実績	計画比	計画	実績	計画比	計画	見込み	計画比
実利用人数	58	61	105.2%	59	65	110.2%	60	69	115.0%
延べ利用時間	465	488	104.9%	473	474	100.2%	482	503	104.4%

(月間)

第6期計画のサービスの量の見込み（今後）

利用人数、利用時間とも増加傾向にあることから、第6期計画期間中も増加で推移するものと見込んでいます。

			令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
移動支援事業	実利用人数	人/月	73	77	81
	延べ利用時間	時間/月	548	578	608

(9) 地域活動支援センター事業

第5期計画期間中の利用実績（これまで）

整備か所数、利用者数とも計画を達成する見込みです。

		平成30(2018)年度			令和元(2019)年度			令和2(2020)年度		
		計画	実績	計画比	計画	実績	計画比	計画	見込み	計画比
基礎的 事業	か所	1	1	100.0%	1	1	100.0%	1	2	200.0%
	人数	9	9	100.0%	9	10	111.1%	9	11	122.2%

(月間)

第6期計画のサービスの量の見込み（今後）

第5期計画期間中の利用実績を踏まえ、利用人数は増加していくと見込んでいます。

			令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
基礎的 事業	実施箇所数	か所	3	4	5
	実利用人数	人/月	12	13	14

〔2〕任意事業

サービス内容

サービス名	内容	対 象
日中一時支援事業	日中における活動の場の確保により、介護者の就労支援や家族の一時的な休息などの支援を行います。	身体・知的・精神障がい者
福祉ホーム事業	現に住居を求めている障がい者に対し、低額な料金で居室、その他の設備や日常生活に必要なサービスを提供する施設です。	身体・知的・精神障がい者

【任意事業の確保の方策または事業実施の考え方】

- 利用者が今後も地域で安心して生活できるよう、サービスの質の向上、事業者の確保など、サービス提供体制の充実を図ります。
- 地域における自立した生活や社会参加の促進の観点から、サービス利用促進を図るため、サービスの種類や内容に関する情報提供に努め、利用者本位のサービス提供を推進します。

(1) 日中一時支援事業

第5期計画期間中の利用実績（これまで）

計画値を下回り、令和2(2020)年度は計画値の70%程度となる見込みです。

(人日)

	平成30(2018)年度			令和元(2019)年度			令和2(2020)年度		
	計画	実績	計画比	計画	実績	計画比	計画	見込み	計画比
利用人数	31	32	103.2%	31	22	71.0%	32	22	68.8%

(月間)

第6期計画のサービスの量の見込み（今後）

第5期計画期間中は延べ20人前後の利用があり、一定のニーズがあることから、過去とほぼ同程度の利用で見込んでいます。

		令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
日中一時支援事業	人日	22	22	22

(2) 福祉ホーム事業

第5期計画期間中の利用実績（これまで）

令和2(2020)年度は1人の利用を見込んでいましたが、実際の利用はない見込みです。

	平成30(2018)年度			令和元(2019)年度			令和2(2020)年度		
	計画	実績	計画比	計画	実績	計画比	計画	見込み	計画比
利用人数	1	1	100.0%	1	1	100.0%	1	0	0.0%

(月間)

第6期計画のサービスの量の見込み（今後）

第5期計画期間中の利用実績を踏まえ、1人の利用を引き続き見込んでいます。

		令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
福祉ホーム事業	人日	1	1	1

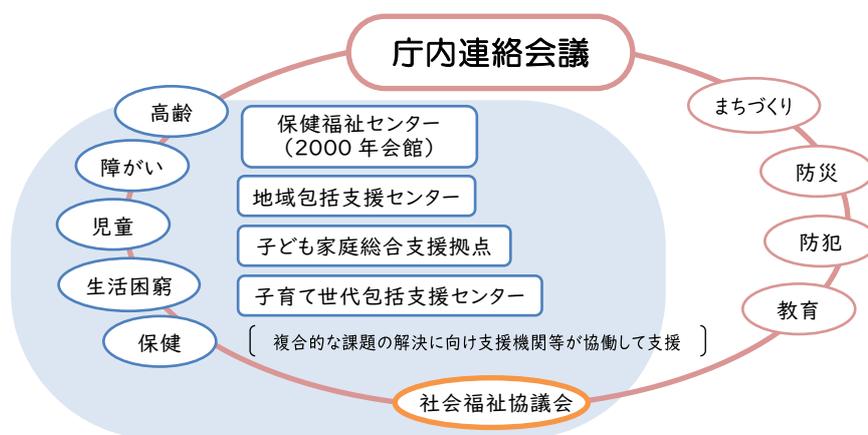
第5章 計画の推進体制

I 計画の推進体制

[1] 市内における計画の推進体制

本計画を着実に実施していくために、他の部門別計画などとの整合性を図るとともに、「上牧町地域福祉市内連絡会議」や、保健・介護・児童・教育など市内関係部局との連携を深め、計画の総合的な推進を図ります。

□市内推進体制のイメージ



[2] 西和7町間の連携

(1) 西和7町障害者等支援協議会との連携

西和7町障害者等支援協議会は、平成19(2007)年4月に「西和7町自立支援協議会」として発足し、西和7町（平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町、上牧町、王寺町、河合町）の行政機関及び地域の障がい者団体、障がい者施設、障がい福祉サービス事業所等が共同して運営しています。

障がいのある人の様々なニーズに合わせ、柔軟な施策展開を行っていくためには、地域における課題を洗い出し、多方面からの検討を重ね、その課題の解決を進める場が必要です。

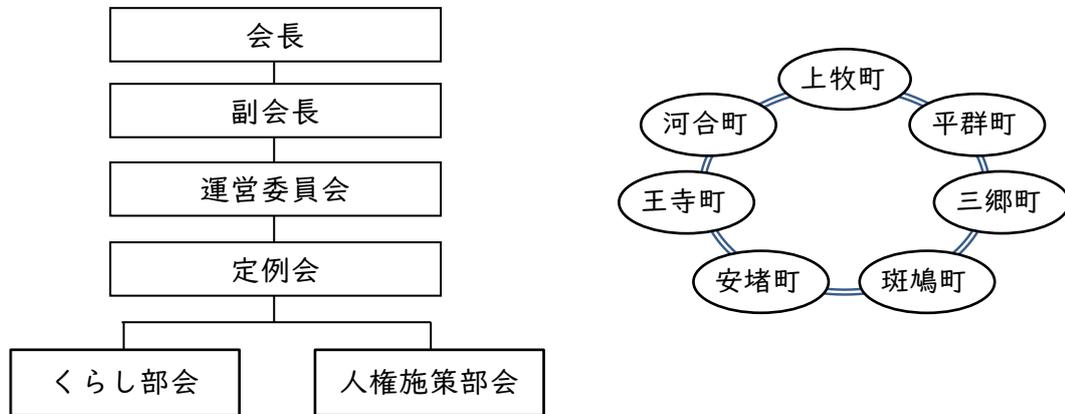
本町では、西和7町障害者等支援協議会での話し合いを尊重し、地域に住む障がい者等にとって必要とする支援が行き届く仕組みづくりや権利を守る体制づくりを目指しています。

協議会の構成は、協議会全般の運営を行う『運営委員会』、全体での連絡・報告・協議を行う『定例会』のほか、多岐にわたる障がい福祉における課題等について、より具体的に解決に向けた取り組みを行う『専門部会』があります。

専門部会は、「暮らし部会」「人権施策部会」の2部会で構成され、個別の課題についての意見を深める体制を強化しています。

本町は、今後も西和7町障害者等支援協議会と連携を図り、複雑化・複合化した地域生活課題に柔軟に対応するため、新たな専門部会の立ち上げも視野に入れながら、障がいのある人もない人も誰もが暮らしやすいまちづくりを推進していきます。

【西和7町障害者等支援協議会組織図】



【構成団体】

西和圏域マネージャー 障がい福祉サービス事業所 郡山保健所
 中和保健所 公共職業安定所
 障害者就業・生活支援センター 西和養護学校 西和家族会
 西和7町手をつなぐ育成会 生駒郡身体障害者協会 委託相談支援事業所
 西和7町行政（平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町、上牧町、王寺町、河合町）

【専門部会での今までの取り組み】

	活動実績（令和元(2019)年度）	構成メンバー（令和2(2020)年度）
暮らし部会	<p>○専門部会会議の開催（主な協議内容）</p> <p>長期入院患者の地域生活への移行促進に係る地域課題の把握や情報共有について</p> <p>○その他主な活動</p> <ul style="list-style-type: none"> 西和7町内のグループホーム事業者との意見交換会 精神科医療関係者との懇親会 地域移行に係る先進的な取り組みを行う医療機関への視察 	<ul style="list-style-type: none"> 西和家族会 西和7町手をつなぐ育成会 ハートランドしぎさん病院 障がい福祉サービス事業所 斑鳩町社会福祉協議会 中和保健所 平群町 斑鳩町 上牧町 <p>（構成人数 12人）</p>
人権施策部会	<p>○専門部会会議の開催（主な協議内容）</p> <p>障害者虐待防止法、障害者差別解消法の周知に係る方策について</p> <p>○その他主な活動</p> <p>「奈良県障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり条例」に係る講演会の開催</p>	<ul style="list-style-type: none"> 障がい福祉サービス事業所 三郷町 安堵町 王寺町 河合町 <p>（構成人数 12人）</p>

(2) 認定審査会の設置

障がい者が必要な福祉サービスを速やかに利用できるようにするためには、障がい支援区分認定審査会の適正かつ迅速な運営が求められます。本町における審査会は、介護保険の認定審査会と同様に、西和7町合同で設置しています。各町と協調しながら公正かつ効率的な運営を目指します。

また、調査基準の統一と調査員及び委員のさらなる資質の向上を図るため、各障がいの専門分野に精通した委員を置くとともに、調査員及び委員に事例研究や県主催の研修会への積極的な参加を促進します。

[3] 関係団体、住民との協力体制

障がい者団体やボランティア団体・事業所・社会福祉協議会などの関係団体及び地域住民との連携を進め、各種事業の推進を図ります。

[4] 国・県との連携強化

計画の推進にあたっては、今後の障がい者施策を取り巻く制度改正なども重要となることから、国・県と連携しながら、状況の変化を踏まえて施策の展開を図っていきます。

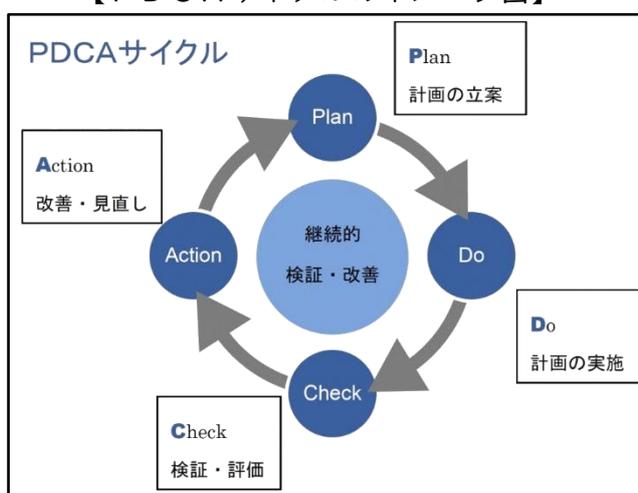
また、障がい福祉サービスにかかる人材の育成などについては、国、県、その他の関係機関が実施する各種研修会や講座などの情報を収集・発信し、福祉人材の育成に努めます。

2 計画の推進管理及び評価

計画の推進においては、PDCAサイクルのプロセスを念頭に、障がい者の生活に必要な各種サービス等の提供の確保及び目標の達成に向けて、障がいのある人やその家族、関係団体との意見交換を重ねながら、定期的な計画の進捗状況の把握など、評価と改善を積み重ね、計画の着実な推進に努めます。

また、本計画の目標を達成するため、関係機関や広域によるネットワークの構築などの機能を有した西和7町障害者等支援協議会において、西和地域としての課題の共有化を行い、課題解決に向けた情報交換・研究・評価・改善などに努めます。

【PDCAサイクルのイメージ図】



資料編

Ⅰ 上牧町障がい者計画及び障がい福祉計画策定委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、上牧町附属機関設置条例（令和2年3月条例第1号）第3条の規定に基づき、上牧町障がい者計画及び障がい福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 一般公募町民
- (3) 関係機関及び関係団体の代表
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) その他町長が必要と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は3年以内とし、再任を妨げない。ただし、当該委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(招集の特例)

2 この規則の施行の日以後における最初の委員会の会議は、第5条第1項の規定にかかわらず町長が招集する。

2 上牧町第6期障がい福祉計画策定委員会 委員名簿

◎委員長、○副委員長（順不同、敬称略）

区分	役職名	氏名
学識経験者	奈良県立西和養護学校 教諭	横澤 友啓
関係機関及び 関係団体の代表	上牧町民生児童委員協議会 会長	◎ 渡邊 文彦
	上牧町身体障害者協議会 会長	中野 和代
	上牧町手をつなぐ育成会 会長	竹原 金子
	西和家族会 会長	西村 恭子
	西和圏域マネージャー	○ 大前 美希子
	社会福祉法人在友会 相談支援専門員	小嶋 修平
	上牧町社会福祉協議会 事務局長	植村 隆弘
関係行政機関	奈良県中和保健所 所長	山田 全啓
	奈良県中和福祉事務所 所長	藤山 清志
	上牧町立上牧第二中学校 校長	大山 浩史
町民代表	公募委員	黒松 満代
	公募委員	山田 繁子

3 上牧町第6期障がい福祉計画策定経過

日程	内容
令和2(2020)年 7月15日	第1回 上牧町第6期障がい福祉計画策定委員会 【議事】 (1) 障がい福祉計画の概要について (2) 上牧町の障がい者の状況について (3) 第5期障がい福祉計画の取り組み状況について
8月26日～ 10月2日	関係団体ヒアリング調査
11月19日	第2回 上牧町第6期障がい福祉計画策定委員会 【議事】 (1) 関係団体ヒアリング調査結果について (2) 第6期障がい福祉計画骨子案について
令和3(2021)年 2月2日	第3回 上牧町第6期障がい福祉計画策定委員会 【議事】 (1) 上牧町第6期障がい福祉計画素案について (2) パブリックコメントの実施について
2月15日～ 3月1日	パブリックコメントの実施
3月2日	第4回 上牧町第6期障がい福祉計画策定委員会 【議事】 (1) パブリックコメントの結果について (2) 上牧町第6期障がい福祉計画書(案)について

上牧町第6期障がい福祉計画

令和3(2021)年3月

編集・発行：上牧町住民福祉部福祉課

〒639-0293 奈良県北葛城郡上牧町大字上牧 3245 番地 1

上牧町保健福祉センター内

電話：0745-43-5031（直通）

FAX：0745-76-1196（福祉課内）